議案第11号

丸亀市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

丸亀市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のとおり改正いたしたい。

令和7年2月26日提出

丸亀市長　松　永　恭　二

丸亀市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

丸亀市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成17年条例第46号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

別表(第2条関係)

手当の種別	支給する対象	区分	支給額	備考
略				
8　災害応急作業等手当	1　消防組織法(昭和22年法律第226号)第45条第1項に規定する緊急消防援助隊として消防業務に従事したとき。	1日につき	2,160円	
	2　消防組織法第39条第2項に規定する消防相互応援協定に基づき消防業務に従事したとき(県外から緊急消防援助隊が出動した場合に限る。)。	1日につき	2,160円	
	3　国・地方自治体等からの派遣要請に基づき市外で災害応急作業等に従事したとき。	1日につき	1,080円	
	4　その他市長が定める災害応急作業等に従事したとき。	1日につき	1,080円	
略				

改正前

別表(第2条関係)

手当の種別	支給する対象	区分	支給額	備考
略				
8　削除				
略				

附　則

（施行期日等）

1　この条例は、公布の日から施行し、改正後の丸亀市職員の特殊勤務手当に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和６年１月１日から適用する。

（給与の内払）

2　改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の丸亀市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定に基づいて支給する給与の内払とみなす。

3　前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

議案第12号

丸亀市住宅新築資金等借入金償還準備基金条例の廃止について

丸亀市住宅新築資金等借入金償還準備基金条例を次のとおり廃止いたしたい。

令和7年2月26日提出

丸亀市長　松　永　恭　二

丸亀市住宅新築資金等借入金償還準備基金条例を廃止する条例

丸亀市住宅新築資金等借入金償還準備基金条例（平成17年条例第67号）は、廃止する。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第13号

丸亀市公園条例の一部改正について

丸亀市公園条例の一部を次のとおり改正いたしたい。

令和7年2月26日提出

丸亀市長　松　永　恭　二

丸亀市公園条例の一部を改正する条例

丸亀市公園条例(平成17年条例第166号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>
別表第1(第2条関係)
公園の名称及び位置
都市公園
<table>
<tr><th colspan="3">区分</th><th>名称</th><th>位置</th></tr>
<tr><td rowspan="4">基幹公園</td><td rowspan="3">住区基幹公園</td><td rowspan="2">街区公園</td><td>略</td><td>略</td></tr>
<tr><td>金山児童遊園</td><td>丸亀市川西町南<u>681番地1</u></td></tr>
<tr><td>略</td><td>略</td></tr>
<tr><td colspan="3">略</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="4">略</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="5">略</td></tr>
</table>
都市公園以外の公園
(表は省略)
</td><td>
別表第1(第2条関係)
公園の名称及び位置
都市公園
<table>
<tr><th colspan="3">区分</th><th>名称</th><th>位置</th></tr>
<tr><td rowspan="4">基幹公園</td><td rowspan="3">住区基幹公園</td><td rowspan="2">街区公園</td><td>略</td><td>略</td></tr>
<tr><td>金山児童遊園</td><td>丸亀市川西町南<u>680番地1</u></td></tr>
<tr><td>略</td><td>略</td></tr>
<tr><td colspan="3">略</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="4">略</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="5">略</td></tr>
</table>
都市公園以外の公園
(表は省略)
</td></tr>
</table>

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第14号

工事請負変更契約の締結について（丸亀市立城南小学校校舎長寿命化改修工事）

丸亀市立城南小学校校舎長寿命化改修工事に関し、次のとおり請負変更契約を締結いたしたい。

令和7年2月26日提出

丸亀市長　松　永　恭　二

1　契約の目的　　丸亀市立城南小学校校舎長寿命化改修工事

2　契約金額　　金1,045,000,000円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金95,000,000円

3　変更契約金額　　金1,095,309,600円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金99,573,600円

4　契約金額の増減額　金50,309,600円　増額

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金4,573,600円

5　契約の相手方　丸亀市郡家町1032番地1

大建・ヒカリ特定建設工事共同企業体

代表者　丸亀市郡家町1032番地1

大建住宅株式会社　代表取締役　大岡　信夫

構成員　丸亀市田村町1238番地

株式会社ヒカリ　代表取締役　西森　浩史

参　照　　工事請負仮変更契約書（写）別紙のとおり

工 事 請 負 仮 変 更 契 約 書（写）

1 工　　事　　名　　丸亀市立城南小学校校舎長寿命化改修工事
2 工 事 場 所　　丸亀市田村町　地内
3 変更後の工期　　着手　　令和　6年　3月 25日から
　　完成　　令和　8年　1月 20日まで
4 契約金額の増減額　　￥50,309,600-（増額）
　うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　￥4,573,600-
　変更後の丸亀市建設工事請負契約約款（平成21年告示第16号）第57条（債務負担行為に係る契約の特則）の規定に基づく、各会計年度における請負代金の支払限度額並びに支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額
（1） 支払限度額　　令和5年度　金0円
　　令和6年度　金389,376,900円
　　令和7年度　金705,932,700円
（2） 出来高予定額　　令和5年度　金0円
　　令和6年度　金432,641,000円
　　令和7年度　金662,668,600円
5 契約金額の変更増減額に対する契約保証金
　丸亀市契約規則（平成17年規則第48号）第34条ただし書の規定により増額しない
6 変更に係る設計書、仕様書、図面等　　別冊設計書の通り
7 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に規定する対象建設工事の該当の有無
　☑ 該当する　　分別解体等の方法等　☑ 変更あり（別紙のとおり）
　　☐ 変更なし
　☐ 該当しない
8 建設発生土の搬出先等　　建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおり
9 本契約成立の日　　本仮契約が丸亀市議会の議決を得た日

令和6年3月25日に締結した契約について、契約内容の一部を上記のとおり変更する契約を締結し、その証として、本書3通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を令和6年3月25日付で締結した契約書とともに保有する。

令和7年　2月　4日

発　注　者　丸亀市大手町二丁目4番21号
　丸亀市
　代表者　市長　松永　恭二　　印

受　注　者　丸亀市郡家町1032番地1
　大建・ヒカリ特定建設工事共同企業体

　代表者　丸亀市郡家町1032番地
　　大建住宅株式会社
　　代表取締役　大岡　信夫　　印

　構成員　丸亀市田村町1238番地
　　株式会社ヒカリ
　　代表取締役　西森　浩史　　印

備考　「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に規定する対象建設工事の該当の有無」については、該当項目の□に「レ」を記入し、分別解体等の方法等に変更がある場合は、特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成 14 年国土交通省令第 17 号）第 4 条に規定する事項を記載した書面を添付すること。

工　事　概　要　書

契約の目的 （工事名称）	変更 丸亀市立城南小学校校舎長寿命化改修工事
工　事　概　要	【長寿命化改修工事】 構造・規模 北校舎棟、南校舎棟、渡り廊下棟 鉄筋コンクリート造３階建て 改修延床面積　5,124.96 ㎡ 改修内容 1.外壁改修工事　2.屋上防水改修　3.内部改修工事 4.設備基礎工事　5.撤去工事 上記に係る建築工事一式 変更内容 1.外部改修工事（下地補修工事増工他） 2.内部改修工事（増築棟２階普通教室間仕切壁追加他） 3.設備基礎工事 4.撤去工事（コンクリート撤去増工他）

変更

丸亀市立城南小学校校舎長寿命化改修工事

付近見取図

変更

丸亀市立城南小学校校舎長寿命化改修工事

配置図

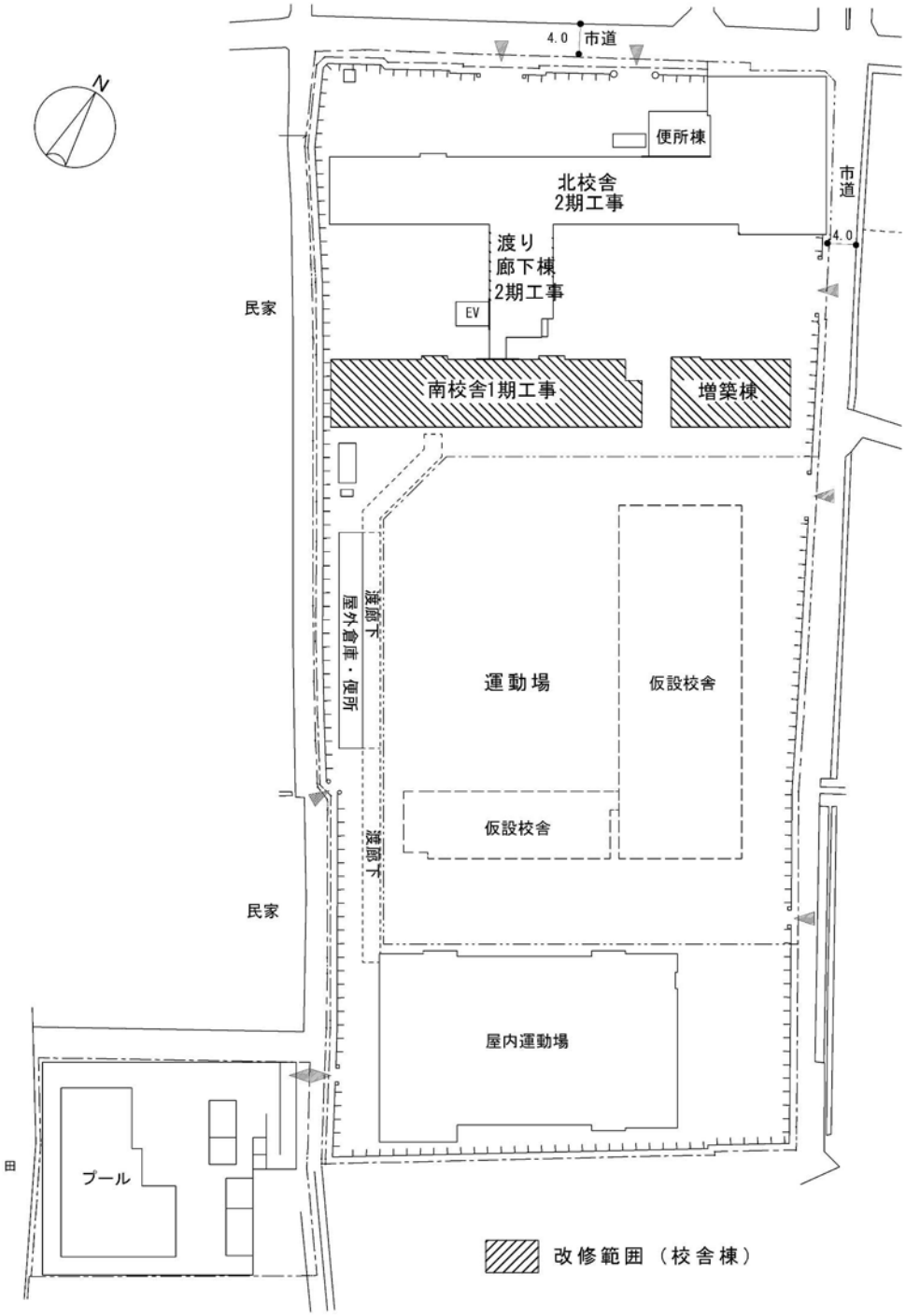

変更

丸亀市立城南小学校校舎長寿命化改修工事

1階平面図

単位：ミリメートル

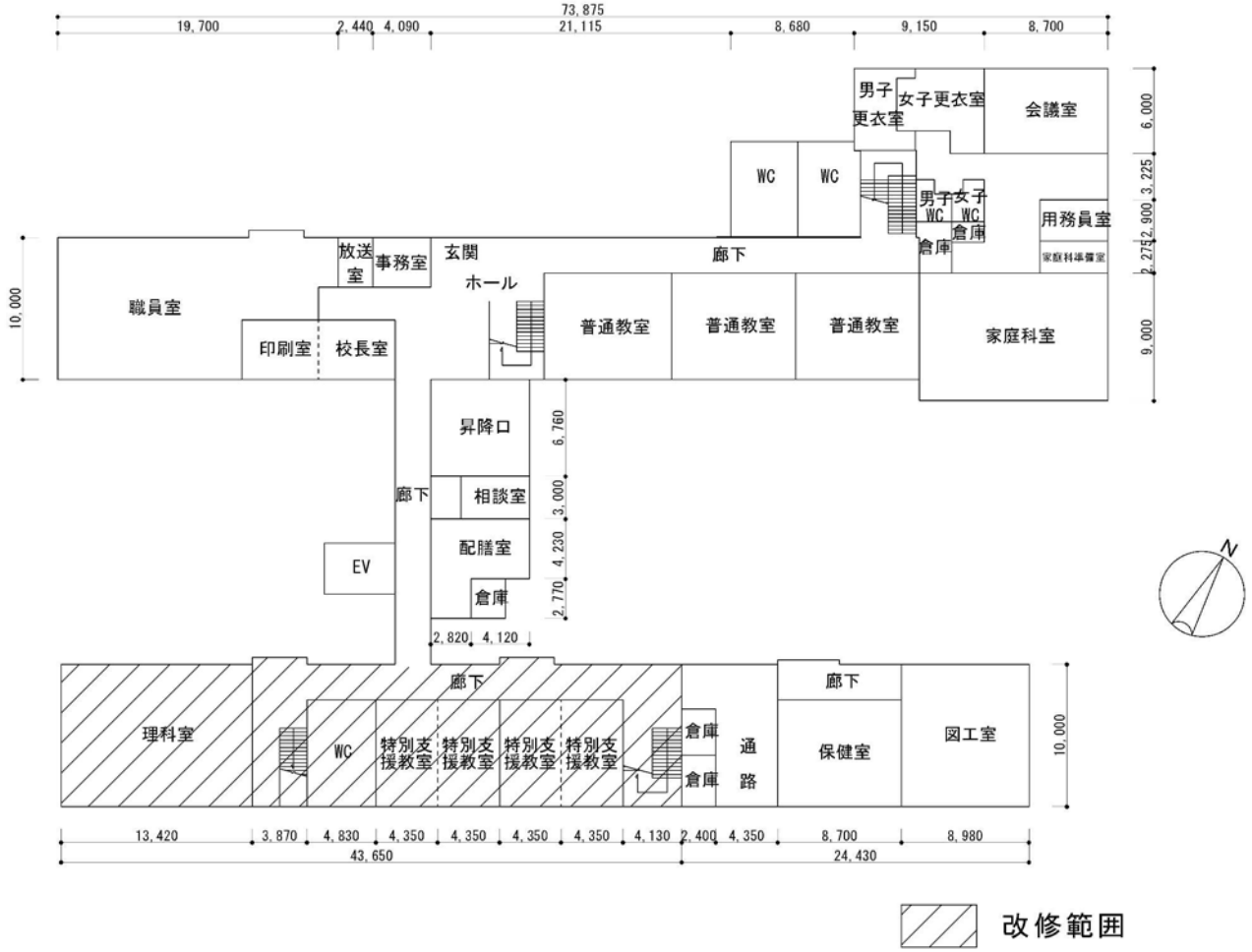

変更

丸亀市立城南小学校校舎長寿命化改修工事

2階平面図

単位：ミリメートル

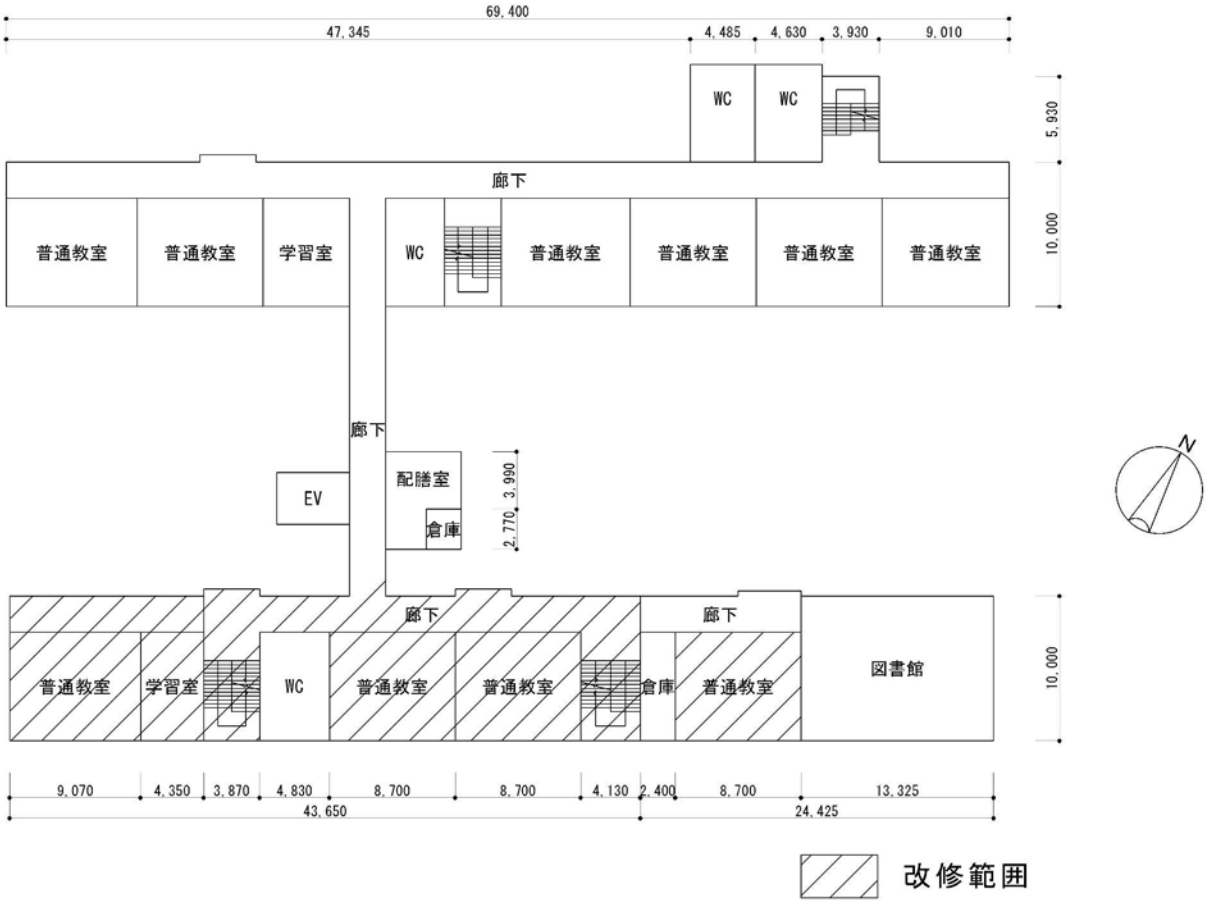

変更

丸亀市立城南小学校校舎長寿命化改修工事

3階平面図

単位：ミリメートル

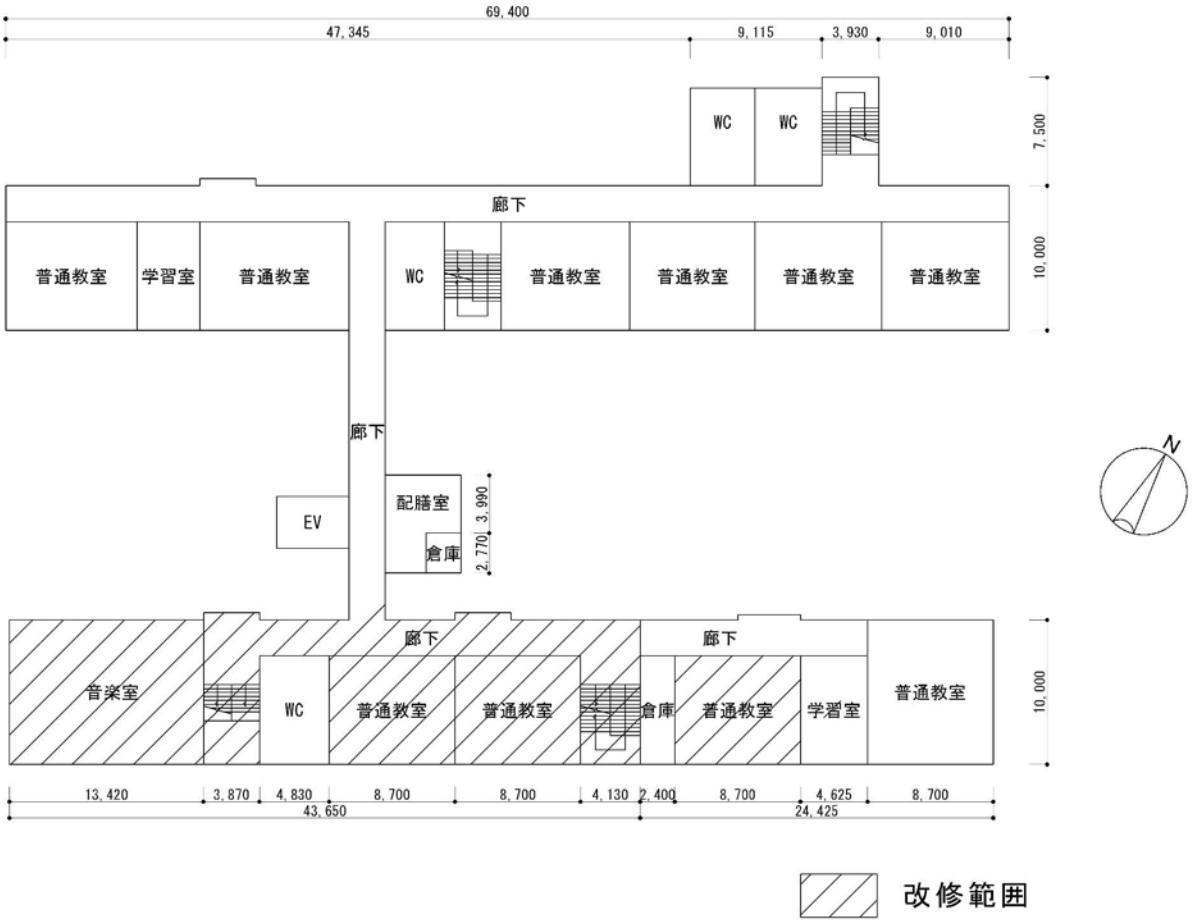

議案第15号

業務委託契約の締結について（中讃消防指令センター高機能消防指令システム・消防救急デジタル無線整備業務委託）

中讃消防指令センター高機能消防指令システム・消防救急デジタル無線整備業務委託に関し、次のとおり業務委託契約を締結いたしたい。

令和7年2月26日提出

丸亀市長　松　永　恭　二

1　契約の目的　　中讃消防指令センター高機能消防指令システム・消防救急デジタル無線整備業務委託

2　契約の方法　　随意契約

（公募型プロポーザル方式により選定）

3　契約金額　　金1,433,300,000円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金130,300,000円

4　契約の相手方　　高松市中野町29番2号

日本電気株式会社四国支社

支社長　河田　一夫

参　照　　業務委託仮契約書（写）別紙のとおり

業　務　委　託　契　約　書（写）

1　契約の目的　　中讃消防指令センター高機能消防指令システム・消防救急デジタル無線整備業務委託

2　契約期間　　本契約成立の日から令和８年２月２７日まで

3　契約金額　　￥1,433,300,000-

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　￥130,300,000-

4　契約保証金　　丸亀市契約規則第32条第1号の規定により免除

5　本契約成立の日　本契約が丸亀市議会の議決を得た日

上記の業務（以下「委託業務」という。）について、委託者丸亀市（代表者　市長　松永恭二）と受託者日本電気株式会社四国支社（支社長　河田　一夫）とは、おのおの対等の立場における合意に基づいて、次の条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（総則）

第1条　受託者は、別冊の仕様書（図面を含む。）又は業務処理要領に基づき頭書の委託業務を履行しなければならない。

2　前項の仕様書又は業務処理要領に明示されていない事項については、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

（業務主任技術者等）

第2条　受託者は、委託者が指示したときは、業務履行について技術上の管理を担当する業務主任技術者及び現場代理人その他の責任者を定め委託者に通知するものとする。

（権利義務の譲渡等）

第3条　受託者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面による委託者の承諾を得たときは、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第4条　受託者は、業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面による委託者の承諾を得たときは、この限りでない。

（業務内容の変更等）

第5条　委託者は、必要があるときは業務の内容を変更し、又は業務を一時中止することができるものとする。この場合において、契約金額又は履行期間を変更する必要があるときは、委託者と受託者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

（履行期限の延長）

第6条　受託者は、その責めに帰することができない事由により履行期限までに業務を完了することができないことが明らかになったときは、委託者に対して遅滞なくその理由を付して履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

（損害のために必要を生じた経費の負担）

第7条　業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、受託者が負担するものとする。

2　前項の規定にかかわらず、業務の処理に関し発生した損害のうち、委託者の指示その他委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者が負担するものとする。ただし、受託者が、委託者の指示その他委託者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（業務報告及び検査）

第8条　受託者は委託者の指示に基づき、委託業務に関する報告書を委託者に提出するものとし、委託業務が完了したときは遅滞なく委託者に通知し、委託業務完了報告書を提出しなければならない。

2　委託者は、前項の規定による報告書を受けたときは、10日以内に確認又は検査を行わなければならない。

3　受託者は前項の確認又は検査に合格したときは、遅滞なく当該業務に係る目的物を委託者に引き渡さなければならない。

（契約金の支払）

第9条　受託者は、委託業務についてその確認又は検査の合格の通知を受けたときは、委託者の指示する手続に従って契約金の支払を請求するものとし、委託者は契約金の支払請求書を受理したときは、30日以内に当該金額を支払わなければならない。

（履行遅滞の場合における違約金）

第10条　受託者の責めに帰する事由により、履行期限までに業務を完了することができない場合において、履行期限後に完了する見込みがあると認めたときは、委託者は違約金を付して履行期限を延長することができる。

2　前項の違約金は、遅延日数に応じ契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を契約金額に乗じて得た額を徴収する。

（履行の追完請求）

第11条　委託者は、当該業務の目的物がこの契約に適合しないもの（以下「契約不適合」

という。）であるときは、受託者に対し、相当の期間を定め、その契約不適合の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2　契約不適合が委託者の供した仕様書等の内容又は委託者の与えた指図によって生じたものであるときは、委託者は前項に規定する履行の追完を請求することはできない。ただし、受託者が仕様書等の内容又は指図が不適当であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。

（契約金額の減額請求）

第12条　前条の規定により委託者が、受託者に対して履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、委託者は、その契約不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。

2　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく、直ちに契約金額の減額請求ができる。

(1)　契約不適合による履行の追完が不能であるとき。

(2)　受託者が契約不適合による履行の追完を拒絶する意思表示をしたとき。

(3)　契約の性質又は委託者受託者双方の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約の目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4)　前3号に掲げる場合のほか、委託者が前条の請求をしても履行の追完がされる見込みがないことが明らかであるとき。

3　契約不適合が委託者の供した仕様書等の内容又は委託者の与えた指図によって生じたものであるときは、委託者は前2項に規定する契約金額の減額を請求することはできない。ただし、受託者が仕様書等の内容又は指図が不適当であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。

（準用）

第13条　前2条の規定は、債務不履行による損害賠償請求及び解除権の行使を妨げない。ただし、前条の請求により契約金額の減額をした場合は、この限りでない。

（契約不適合責任期間）

第14条　契約不適合がある場合において、委託者が不適合（数量に関する契約不適合を除く。）を知った時から1年以内にその旨を受託者に通知しないときは、委託者は、その契約不適合を理由として、履行の追完請求、契約金額の減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受託者が契約不適合であることを知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（契約の解除）

第15条　契約締結後10日以内に業務に着手しないとき、又は着手する見込みがない場合において、委託者は、相当の期間を定めて履行の催告をし、その期間内に履行が行われない場合、契約を解除することができる。

2　委託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく契約を解除することができる。

(1)　契約の全部が履行不能であるとき。

(2)　受託者から契約解除の申入れがあったとき。

(3)　前2号に定めるもののほか、受託者がこの契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

(4)　受託者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受託者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受託者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)。

(5)　納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受託者又は受託者が構成事業者である事業者団体(以下「受託者等」という。)に対して行われたときは、受託者等に対する命令で確定したものをいい、受託者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(6)　納付命令又は排除措置命令により、受託者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受託者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(7)　受託者（法人にあっては、その役員及び使用人を含む。次号において同じ。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の６又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

(8)　受託者の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

(9)　代表一般役員等（受託者の代表役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合には代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）をいう。以下この号において同じ。）、一般役員等（法人の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（委託契約等を締結する事務所をいう。）を代表する者（代表役員等を除く。）をいう。）又は経営に事実上参加している者をいう。以下この条において同じ。）が暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員以外の者で同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下この条において同じ。）であると認められるとき。

(10)　代表一般役員等が、業務に関し、自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を図るため又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加えるため、暴力団又は暴力団関係者を利用したと認められるとき。

(11)　代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与したと認められるとき。

(12)　代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(13)　契約等に当たり、その相手方が第9号から前号までのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該者と再委託契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用したと認められるとき。

(14)　第9号から第12号までのいずれかに該当する者と再委託契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用していた場合（前号に該当する場合を除く。）に、委託者が当該再委託契約又は資材等の購入契約を解除する等当該者を利用しないように求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。

(15)　前項の催告をしても、契約の目的を達するに足りる履行の見込みがないことが明らかであるとき。

(16)　その他契約の目的を達するのに十分な履行が見込まれないことが明らかであるとき。

3　委託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の一部を解除することができる。

(1)　契約の一部が履行不能であるとき。

(2)　受託者から契約の一部を解除する申入れがあったとき。

4　前3項に規定する場合のほか、委託者は、必要と認める場合には契約を解除することができるものとする。

5　契約を解除した場合において、委託者は必要があるときは既済業務部分の引渡しを受託者に請求することができるものとする。この場合において、委託者はその既済業務部分に対する契約金額相当額を支払うものとし、支払額は委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

（賠償金）

第16条　受託者は、前条第2項第4号又は第5号に該当するときは、委託者が契約を解除するかどうかにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の1に相当する額を委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

2　前項の規定は、委託者が契約の目的物の引渡しを受けた後においても適用があるものとする。

3　前2項の規定は、委託者に生じた損害の額が第1項に規定する賠償金の額を超える場合においては、委託者がその超過額につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（損害賠償）

第17条　受託者が契約の本旨に従った履行をしないとき、又は契約の履行が不能であるときは、委託者は、受託者に対し、その損害の賠償を請求することができる。ただし、その契約の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2　前項の規定により損害賠償を請求することができる場合において、委託者は、次の各号に掲げるときは、契約の履行の代わりに損害賠償の請求をすることができる。

(1)　契約の履行が不能であるとき。

(2)　受託者が契約の履行を拒絶する意思表示をしたとき。

(3)　契約の不履行により契約の解除権が発生したとき。

（秘密の保持）

第18条　受託者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（消費税及び地方消費税）

第19条　契約金額に記載された消費税及び地方消費税の額は、この契約締結時に適用されている税率に基づき算定されているものであり、税率の改定その他の事由により消費税及び地方消費税の額の算定方法に変更が生じた場合は、消費税及び地方消費税の額は変更されるものとする。

（業務の調査等）

第20条　委託者は、必要と認めるときは受託者に対して業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

（契約外の事項等）

第21条　受託者は、この契約に規定しない事項は、丸亀市契約規則（平成17年規則第48号）に定めるところに従わなければならない。

第22条　この契約の各条項において委託者と受託者とが協議して定めるものにつき、協議が調わない場合その他この契約に関して委託者と受託者との間に紛争を生じた場合における訴訟は、丸亀市役所所在地を管轄する高松地方裁判所丸亀支部に提起するものとする。

第23条　前各条に規定するもののほか必要な事項については、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

上記契約の証として、本書2通を作成し、委託者及び受託者がそれぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和７年１月３１日

委託者　丸亀市大手町二丁目４番２１号
丸亀市
代表者　市長　松永　恭二　　㊞

受託者　高松市中野町２９番２号
日本電気株式会社　四国支社
支社長　河田　一夫　　㊞

議案第16号

物品の購入について（丸亀市民会館国内製フルコンサートグランドピアノ　1台）

次のとおり物品の購入をいたしたい。

令和7年2月26日提出

丸亀市長　松　永　恭　二

1　購入物品　ヤマハ社製フルコンサートグランドピアノ

モデル：CFX

2　数　　量　1台

3　購入金額　金17,534,000円

うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額　金1,594,000円

4　購　入　先　観音寺市観音寺町甲3802番地の3

株式会社大阪屋 観音寺本店

代表取締役　船橋雅志

5　契約の方法　指名競争入札による契約

参　　照　物品売買仮契約書（写）　別紙のとおり

物　品　売　買　仮　契　約　書（写）

1　品名及び数量　　丸亀市民会館国内製フルコンサートグランドピアノ1台購入

2　契　約　金　額　　￥１７，５３４，０００－

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　￥１，５９４，０００－

3　納　入　期　限　　令和８年３月３１日

4　納　入　場　所　　丸亀市民会館

5　契約保証金　　規則第31条第1項の規定により契約金額の100分の10以上の額

6　本契約成立の日　本仮契約が丸亀市議会の議決を得た日

上記のことについて、発注者　丸亀市（代表者　市長　松永恭二）と受注者　株式会社大阪屋 観音寺本店（代表取締役　船橋雅志）との間に次のとおり契約を締結する。

（納入物品の品質等）

第1条　納入物品の品質、構造、形状、寸法等は、見本、仕様書又は図面によるものとする。

（納入期限の延長）

第2条　受注者は、天災その他真にやむを得ない理由により、納入期限内に物品を納入することができないときは、期限延長の申出をすることができる。

2　前項の申出は、納入期限内にしなければならない。

（検収）

第3条　発注者は、受注者が物品を納入した日から10日以内に検収を行うものとする。

2　検収に要する費用及び検収のため変質、変形、消耗又はき損したものは、すべて受注者の負担とする。

3　受注者は、第1項の検収に立ち会うものとし、立ち会わないときは、検収の結果について異議を申し立てることができない。

（所有権）

第4条　物品の所有権は、検収を完了したとき、受注者から発注者に移転するものとし、移転前に生じた物品の亡失、き損等の損害は、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものを除き、すべて受注者の負担とする。

2　発注者受注者双方の責めに帰すことができない事由により、移転前に物品が亡失し、又はき損した場合は、発注者は契約を解除することができる。

（契約金の支払）

第5条　受注者は、検収を完了した後、発注者の指示する手続に従って契約金の支払請求書を発注者に提出するものとし、発注者は、その支払請求書を受理したときは、30日以内に契約金額を受注者に支払わなければならない。

（遅延違約金）

第6条　受注者は、納入期限内に合格品を完納しないときは、納入期限の翌日から合格品を完納する日までの日数に応じ、遅延数量に対する契約金額に契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて得た額を遅延違約金として発注者に支払わなければならない。

2　前項の遅延違約金の徴収日数の計算については、検収に要した日数は、これを算入しない。

（履行の追完請求）

第7条　納入された物品が、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものである場合（以下「契約不適合」という。）は、発注者は、受注者に対し、相当の期間を定めて当該物品の修補、これに代わる物品の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2　契約不適合が、発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は前項に規定する履行の追完を請求することができない。ただし、受注者が契約不適合であることを知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（契約金額の減額請求）

第8条　前条の規定により発注者が、受注者に対して履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その契約不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。ただし、履行の追完が不能であるとき、又は受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に示したときは、催告をすることなく直ちに契約金額の減額を請求することができる。

2　契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は前項に規定する契約金額の減額を請求することができない。ただし、受注者が契約不適合であることを知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（準用）

第9条　前2条の規定は、債務不履行による損害賠償請求及び解除権の行使を妨げない。ただし、前条の請求により契約金額の減額をした場合は、この限りでない。

（契約不適合責任期間）

第10条　受注者が、契約不適合の物品を納入した場合において、発注者が不適合（数量に関する契約不適合を除く。）を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その契約不適合を理由として、履行の追完請求、契約金額の減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受注者が納入時に契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（契約の解除）

第11条　受注者が、納入期限内に契約を履行しない、又は履行の見込みがない場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の催告をし、その期間内に履行が行われない場合、発注者は契約を解除することができる。

2　次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、発注者は、前項の催告をすることなく、直ちに、契約を解除することができる。

(1)　契約の全部が履行不能であるとき。

(2)　受注者から契約解除の申入れがあったとき。

(3)　受注者がこの契約条項に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

(4)　発注者が行う物品の検収に際し、受注者に詐欺その他の不正行為があったとき。

(5)　受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

(6)　納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名あて人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(7)　納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(8)　受注者（法人にあっては、その役員及び使用人を含む。次号において同じ。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

(9)　受注者の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

(10)　代表一般役員等（受注者の代表役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合には代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）をいう。以下この号において同じ。）、一般役員等（法人の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時売買契約等を締結する事務所をいう。）を代表する者（代表役員等を除く。）をいう。）又は経営に事実上参加している者をいう。以下この条において同じ。）が暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員以外の者で同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下この条において同じ。）であると認められるとき。

(11)　代表一般役員等が、業務に関し、自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を図るため、又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加えるため、暴力団又は暴力団関係者を利用したと認められるとき。

(12)　代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与したと認められるとき。

(13)　代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(14)　契約等に当たり、その相手方が第10号から前号までのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該者と下請契約、再委託契約又は資材等の購入

契約を締結する等当該者を利用したと認められるとき。

(15)　第10号から第13号までのいずれかに該当する者と下請契約、再委託契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用していた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が当該下請契約、再委託契約又は資材等の購入契約を解除する等当該者を利用しないように求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。

(16)　前項の催告をしても、契約の目的を達するに足りる履行の見込みがないことが明らかであるとき。

(17) その他、契約の目的を達するのに十分な履行が見込まれないことが明らかであるとき。

3　発注者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、この契約の一部を解除することができる。

(1)　契約の一部が履行不能であるとき。

(2)　受注者から契約の一部を解除する申入れがあったとき。

（違約金）

第12条　受注者は、前条の規定によりこの契約を解除されたときは、契約保証金に相当する金額を違約金として発注者に支払わなければならない。ただし、前条第3項による契約の一部を解除されたときは、発注者と受注者が協議のうえ定めることができる。

（賠償金）

第13条　受注者は、第11条第2項第5号又は第6号に該当するときは、発注者が契約を解除するかどうかにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

2　前項の規定は、発注者が契約の目的物の引渡しを受けた後においても適用があるものとする。

3　前2項の規定は、発注者に生じた損害の額が第1項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超過額につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（損害賠償）

第14条　受注者が契約の本旨に従った履行をしないとき、又は契約の履行が不能であるときは、発注者は、受注者の対し、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その契約の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰すことができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2　前項の規定により損害賠償を請求することができる場合において、発注者は、次の各号に掲げるときは、契約の履行の代わりに損害賠償の請求をすることができる。

(1)　契約の履行が不能であるとき。

(2)　受注者が契約の履行を拒絶する意思表示をしたとき。

(3)　契約の不履行により契約の解除権が発生したとき。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第15条　受注者は、この契約から生ずる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は第三者のための担保に供することができない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（契約外の事項）

第16条　受注者は、本契約書に規定しない事項は、丸亀市契約規則（平成17年規則第48号）に定めるところに従わなければならない。

第17条　この契約の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき、協議が調わない場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合における訴訟は、丸亀市役所所在地を管轄する高松地方裁判所丸亀支部に提起するものとする。

第18条　前各条に規定するもののほか必要な事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者がそれぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和７年１月２２日

発注者　丸亀市大手町二丁目４番２１号
丸亀市
代表者　市長　松永恭二　　印

受注者　観音寺市観音寺町甲３０８２番地の３
株式会社大阪屋 観音寺本店
代表取締役　船橋雅志　　印

議案第17号

市道路線の変更及び認定について（楠見南線ほか16路線）

道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、次のとおり市道路線を変更及び認定いたしたい。

令和7年2月26日提出

丸亀市長　松　永　恭　二

1　変更路線

新旧別	路線名	起点	終点	重要な経過地	路線番号	参照図面番号
旧	楠見南線（くすみみなみせん）	飯山町東坂元字楠見2072番7地先	飯山町東坂元字楠見2072番12地先		33518	1
新		飯山町東坂元字楠見2072番7地先	飯山町東坂元字楠見2071番5地先			

2　認定路線

路線名	起点	終点	重要な経過地	路線番号	参照図面番号
上久保団地1号線（かみくぼだんち1ごうせん）	柞原町字上久保1249番10地先	柞原町字上久保1249番12地先		13783	2
二丁田団地1号線（にちょうでんだんち1ごうせん）	田村町字二丁田555番　地先	田村町字二丁田556番6地先		13784	3
上久保団地2号線（かみくぼだんち2ごうせん）	柞原町字上久保1166番11地先	柞原町字上久保1166番16地先		13785	4
土器町西二丁目団地1号線（どきちょうにしにちょうめだんち1ごうせん）	土器町西二丁目68番12地先	土器町西二丁目68番17地先		14393	5
土器町西一丁目団地1号線（どきちょうにしいっちょうめだんち1ごうせん）	土器町西一丁目227番　地先	土器町西一丁目229番　地先		14394	6

ひがしふたしんでんだんち１ごうせん 東二新田団地１号線	飯野町東二字新田 甲 1874 番 7 地先	飯野町東二字中川原 甲 1585 番 8 地先		15293		7
じとうだんち２ごうせん 地頭団地２号線	郡家町字地頭 ８１５番４地先	郡家町字地頭 ８１５番１１地先		18355		8
やはたしもだんち１ごうせん 八幡下団地１号線	郡家町字八幡下 ２５３１番５地先	郡家町字八幡下 ２５３１番７地先		18356		9
やはたしもだんち２ごうせん 八幡下団地２号線	郡家町字八幡下 ２５３１番８地先	郡家町字八幡下 ２５３１番１１地先		18357		10
たるみ１１９ごうせん 垂水１１９号線	垂水町字田井 ２６８１番７地先	垂水町字田井 ２６８４番８地先		19325		11
おかだにししんでんだんち１ごうせん 岡田西新田団地１号線	綾歌町岡田西字新田 ２４７番６地先	綾歌町岡田西字新田 ３２２番２地先		23228		12
とみくまほんむらだんち１ごうせん 富熊本村団地１号線	綾歌町富熊字本村 ３９４番１３地先	綾歌町富熊字本村 ３９４番１０地先		23229		13
しもほうぐんじみょうだんち１ごうせん 下法軍寺名団地１号線	飯山町下法軍寺字西原 １３１２番　地先	飯山町下法軍寺字名 １１８１番８地先		33523		14
さんときなかのちょうだんち１ごうせん 真時中ノ町団地１号線	飯山町真時字中ノ町 ２９５番２０地先	飯山町真時字中ノ町 ２９５番１６地先		33524		15
しもほうぐんじみょうだんち２ごうせん 下法軍寺名団地２号線	飯山町下法軍寺字名 ９５０番５地先	飯山町下法軍寺字名 ９５０番３地先		33525		16
ほんたに１ごうせん 本谷１号線	飯山町東坂元字本谷 ３４７６番地先	飯山町東坂元字本谷 ３５０２番１地先		33526		17

参照　図面別紙のとおり

市道路線の変更図（一部追加）1-①

S＝1：10，000

（市道楠見南線）

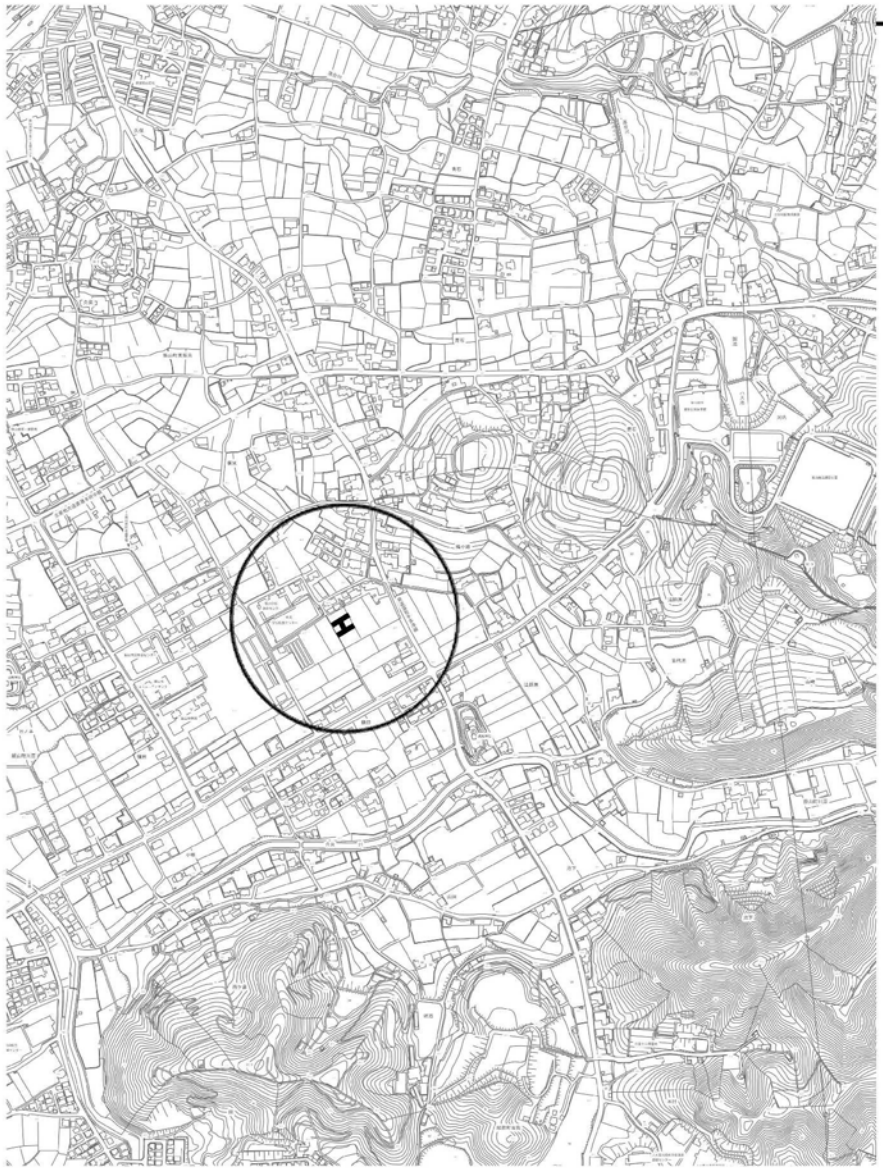

路線名	楠見南線
延　長	80.93m
幅　員	4.00～4.95m

凡　例

- 認定
- 廃止
- 変更（一部追加）
- 変更（一部廃止）
- 追加認定区間
- 廃止区間
- 変更のない区間

市道路線の変更図（一部追加）1-②

S＝1：2，500

（市道楠見南線）

路線名	楠見南線
延　長	80.93m
幅　員	4.00～4.95m

凡　例

- 認定
- 廃止
- 変更（一部追加）
- 変更（一部廃止）
- 追加認定区間
- 廃止区間
- 変更のない区間

市道路線の認定図２－①

Ｓ＝１：１０，０００

（市道上久保団地１号線）

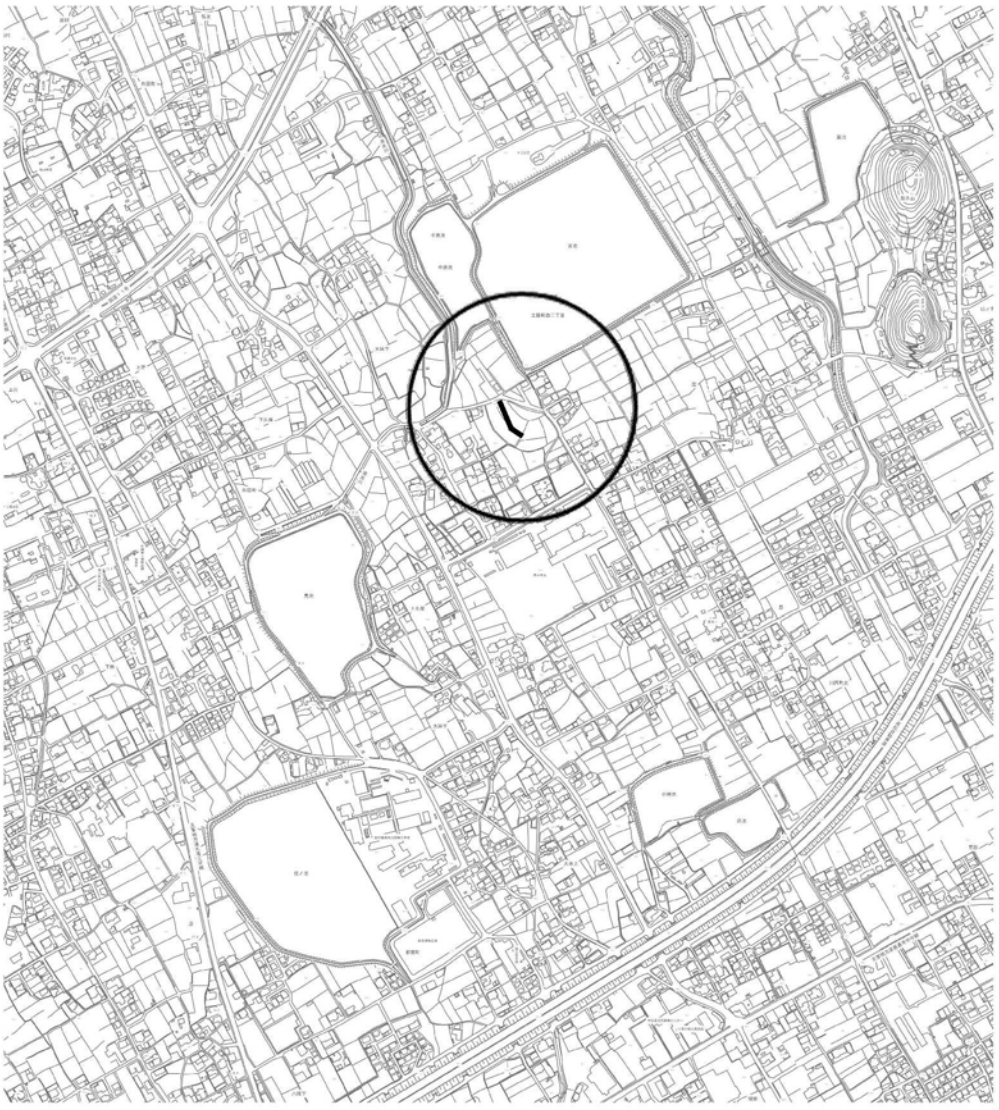

路線名	上久保団地１号線
延　長	57.89m
幅　員	5.00m

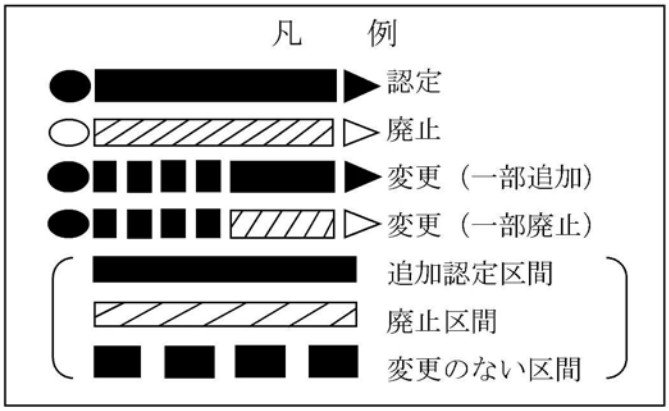

市道路線の認定図２-②

S＝１：２，５００

（市道上久保団地１号線）

路線名	上久保団地１号線
延　長	57.89m
幅　員	5.00m

凡　例

- 認定
- 廃止
- 変更（一部追加）
- 変更（一部廃止）
- 追加認定区間
- 廃止区間
- 変更のない区間

市道路線の認定図３－①

Ｓ＝１：１０，０００

（市道二丁田団地１号線）

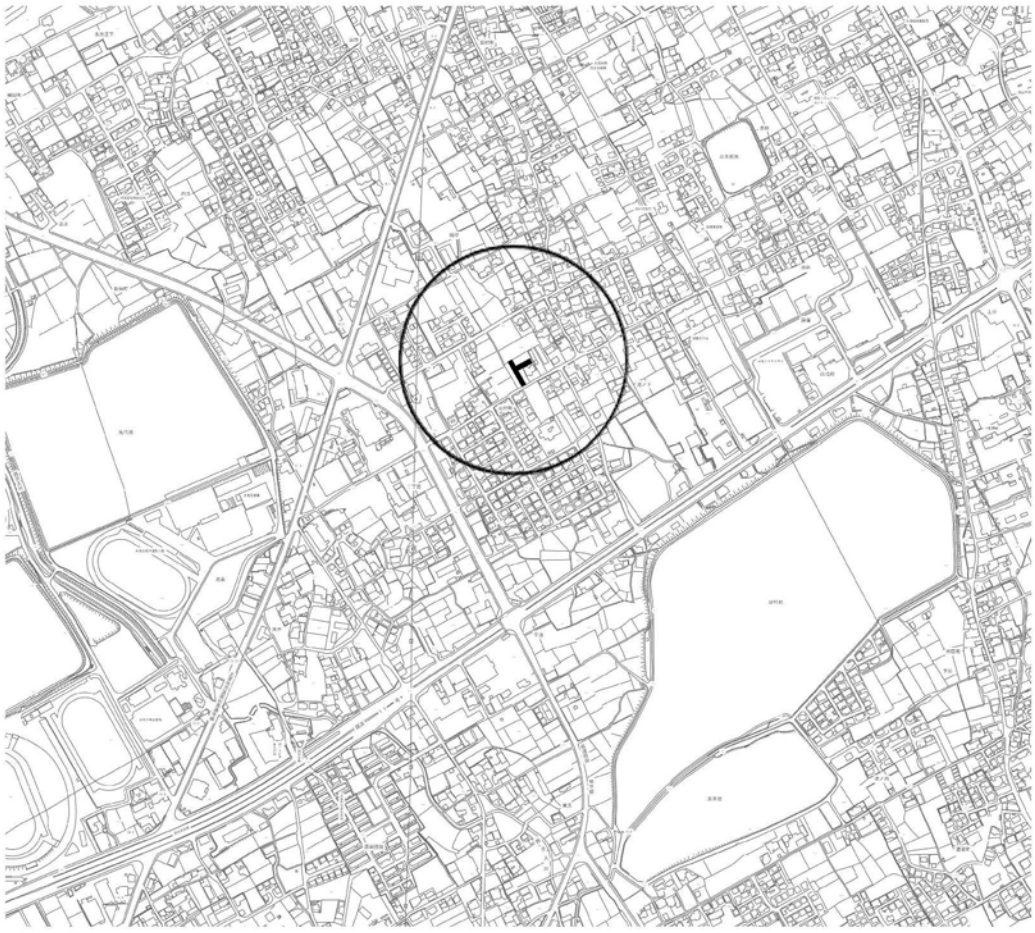

路線名	二丁田団地１号線
延　長	76.08m
幅　員	4.00～6.00m

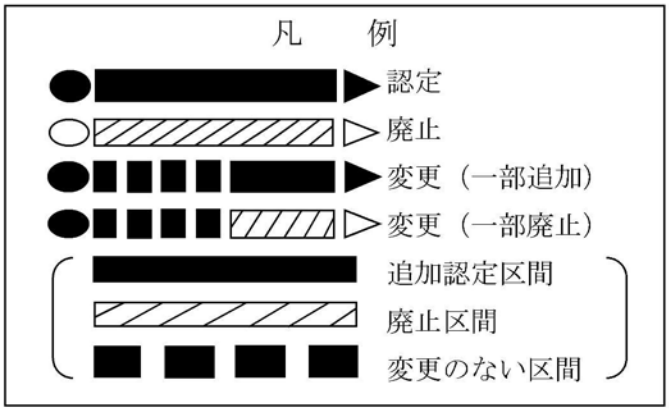

市道路線の認定図３－②

Ｓ＝１：２，５００

（市道二丁田団地１号線）

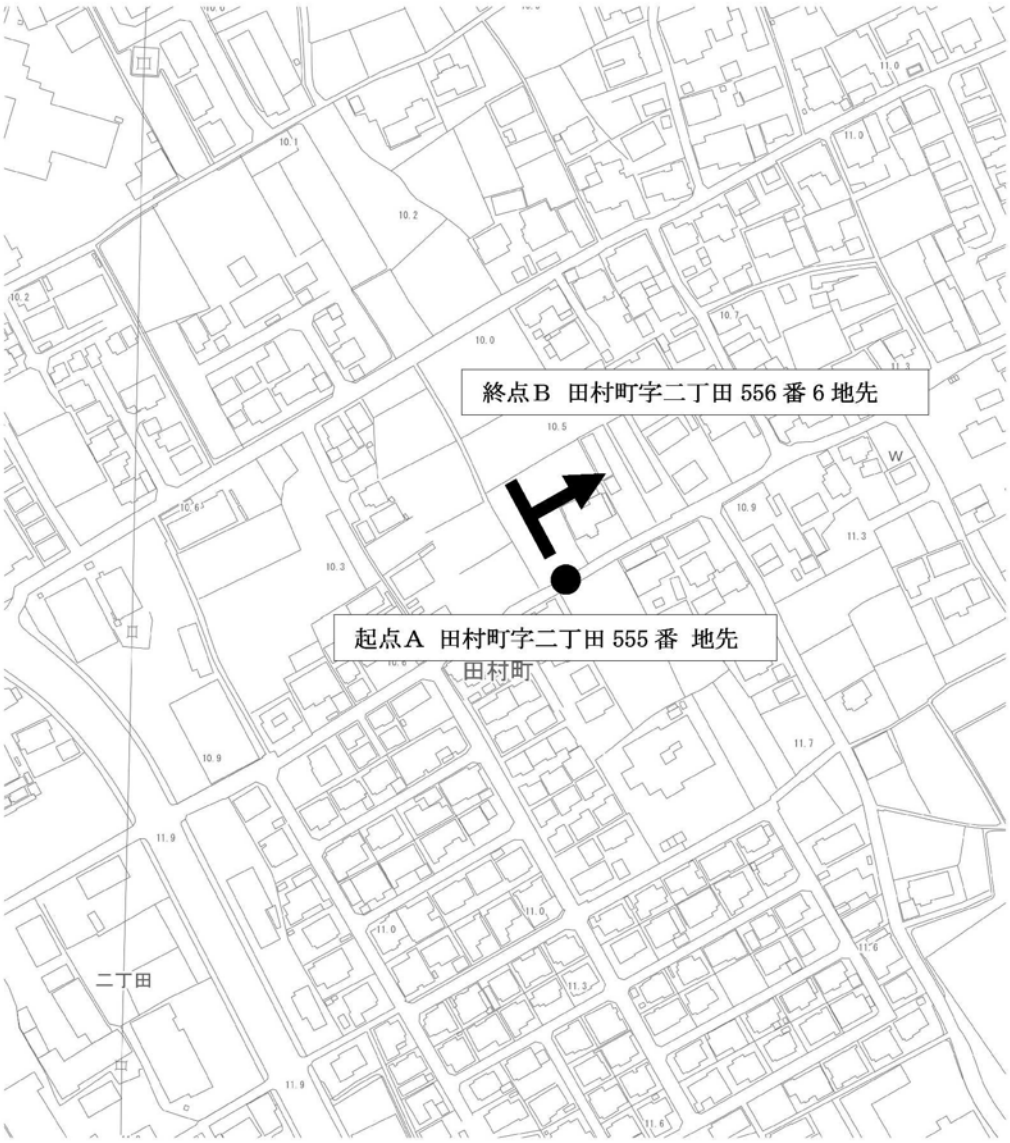

路線名	二丁田団地１号線
延　長	76.08m
幅　員	4.00～6.00m

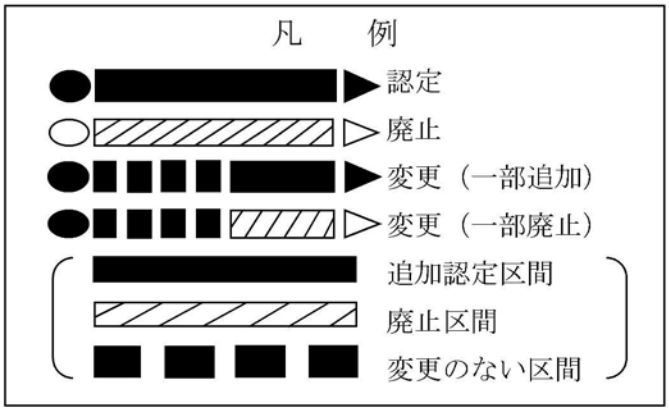

市道路線の認定図４－①

Ｓ＝１：１０，０００

（市道上久保団地２号線）

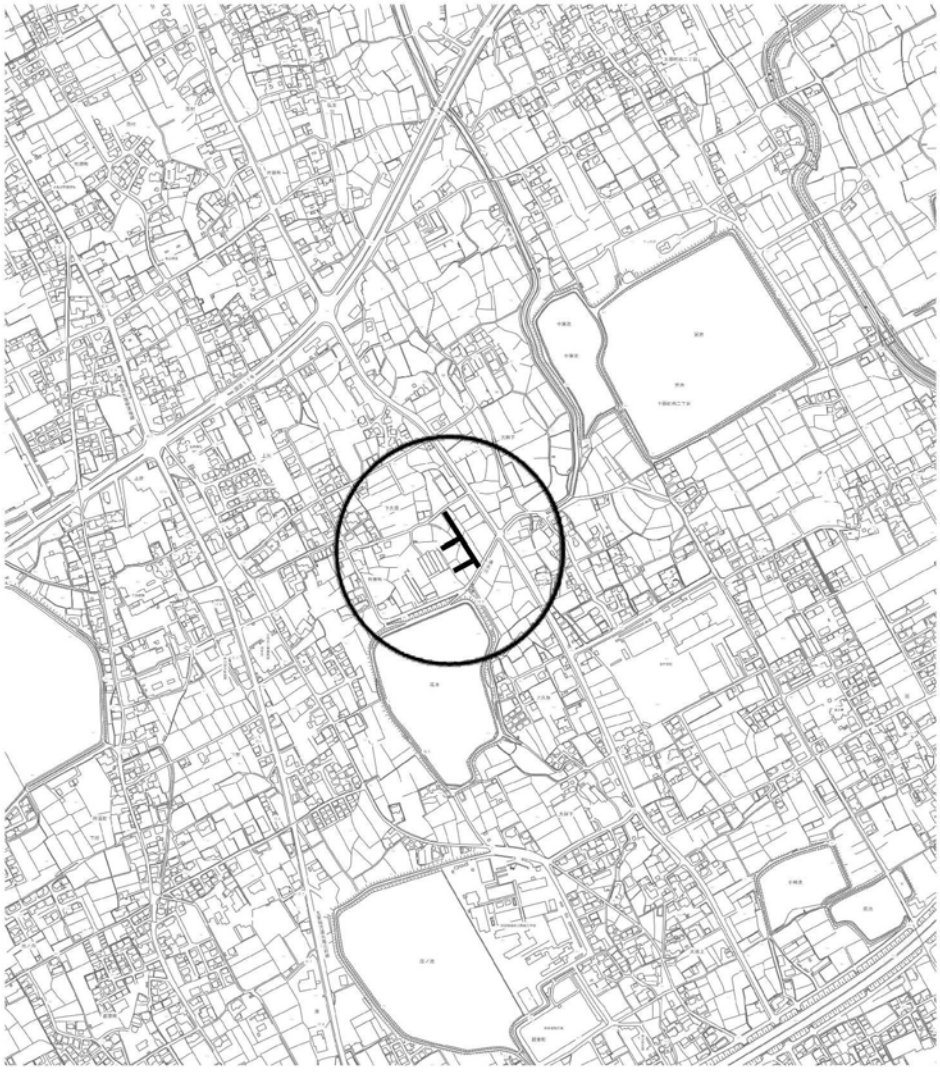

路線名	上久保団地２号線
延　長	178.15m
幅　員	6.00m

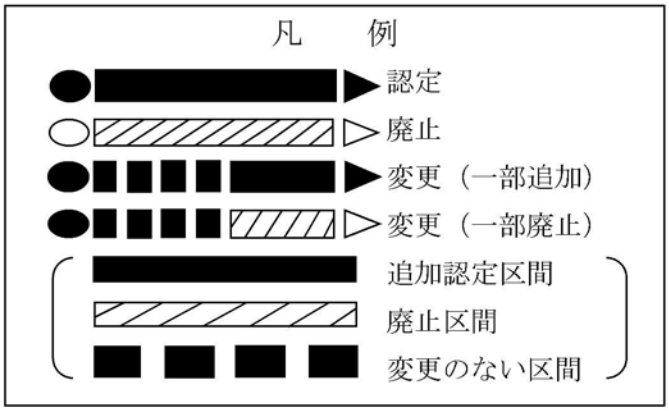

市道路線の認定図４－②

S＝１：２，５００

（市道上久保団地２号線）

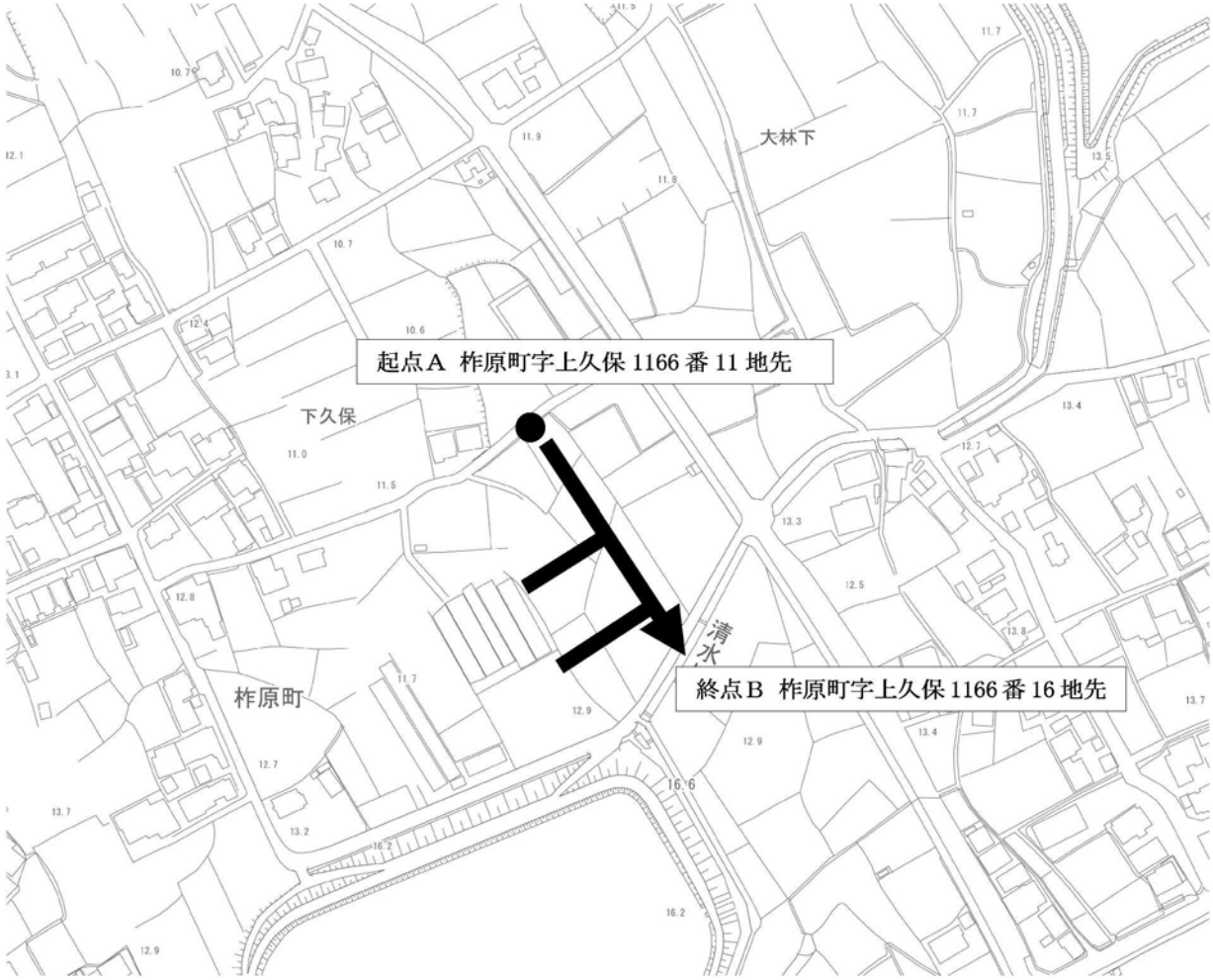

路線名	上久保団地２号線
延　長	178.15m
幅　員	6.00m

凡　例

- 認定
- 廃止
- 変更（一部追加）
- 変更（一部廃止）
- 追加認定区間
- 廃止区間
- 変更のない区間

市道路線の認定図５－①

Ｓ＝１：１０，０００

（市道土器町西二丁目団地１号線）

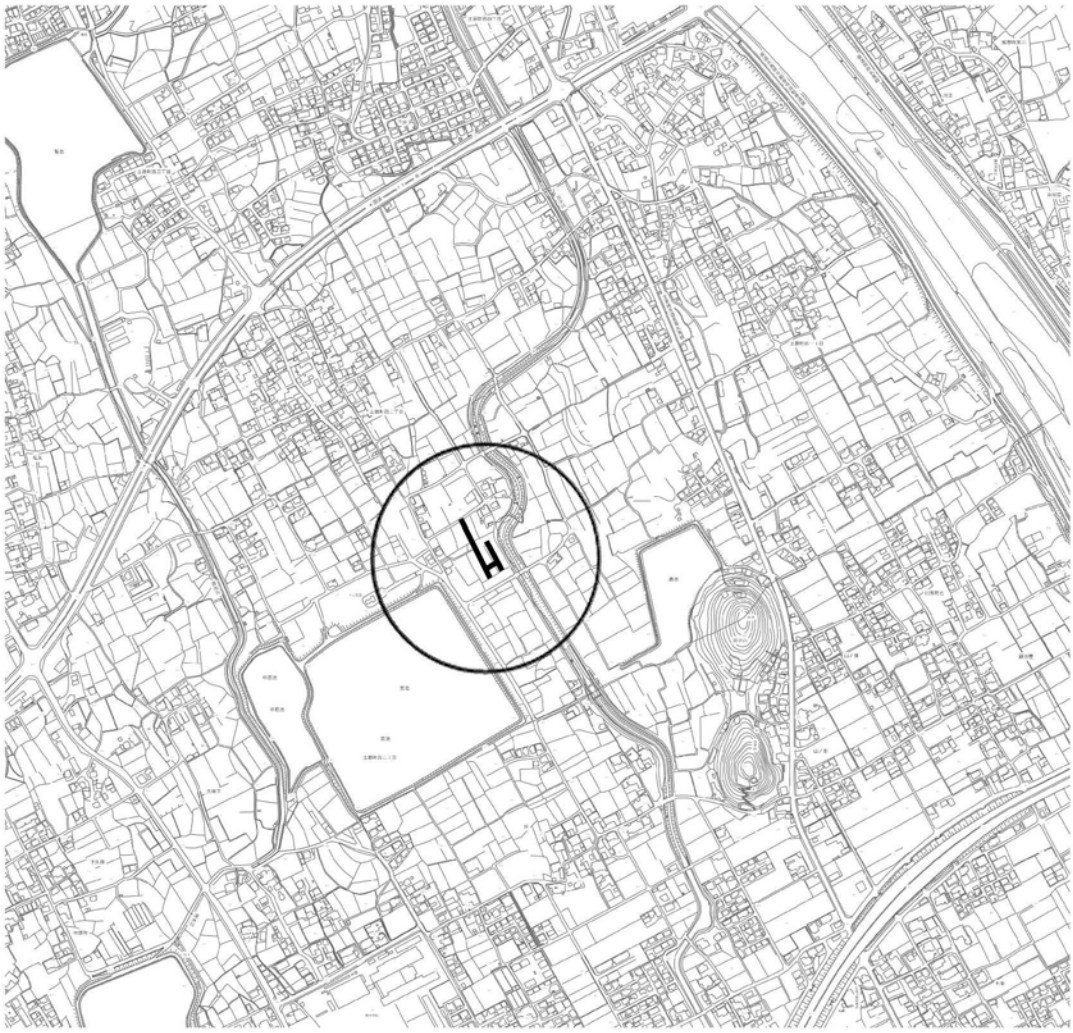

路線名	土器町西二丁目団地１号線
延　長	174.24m
幅　員	4.00～6.00m

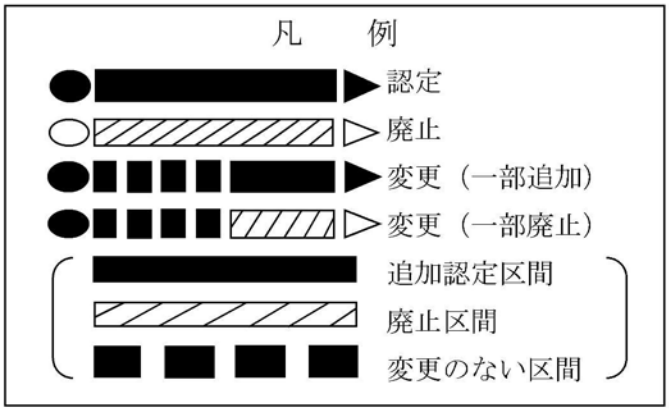

市道路線の認定図５-②

S＝１：２，５００

（市道土器町西二丁目団地１号線）

路線名	土器町西二丁目団地１号線
延　長	174.24m
幅　員	4.00～6.00m

凡　例

- 認定
- 廃止
- 変更（一部追加）
- 変更（一部廃止）
- 追加認定区間
- 廃止区間
- 変更のない区間

市道路線の認定図６－①

Ｓ＝１：１０，０００

（市道土器町西一丁目団地１号線）

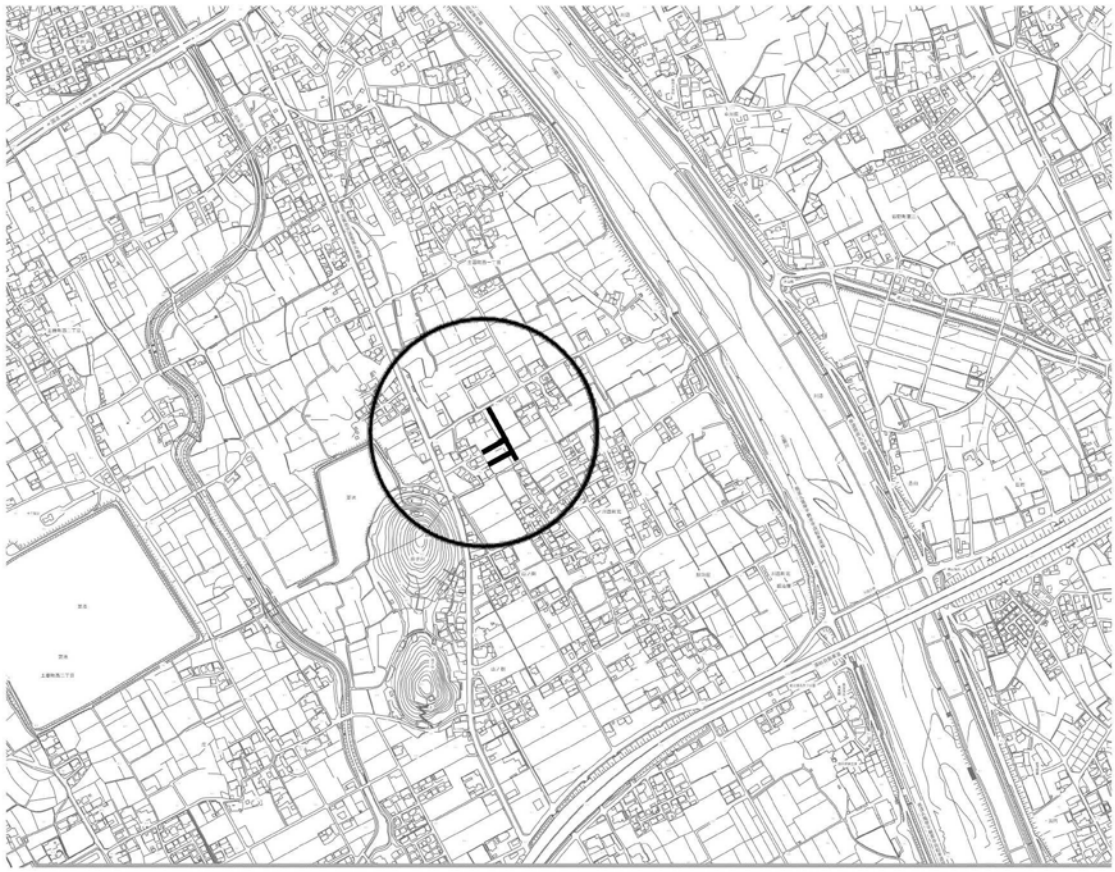

路線名	土器町西一丁目団地１号線
延　長	190.58m
幅　員	6.00～6.40m

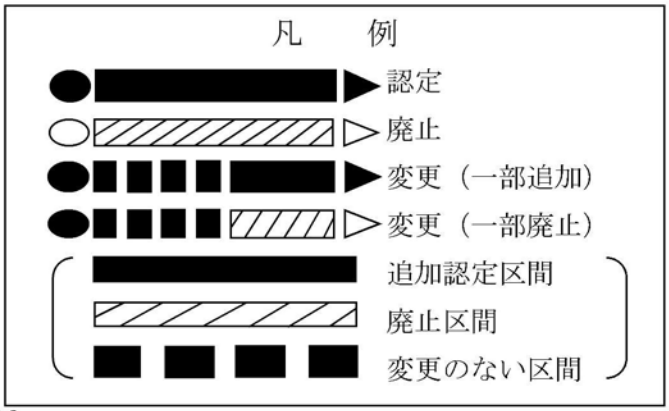

市道路線の認定図６-②

S＝１：２，５００

（市道土器町西一丁目団地１号線）

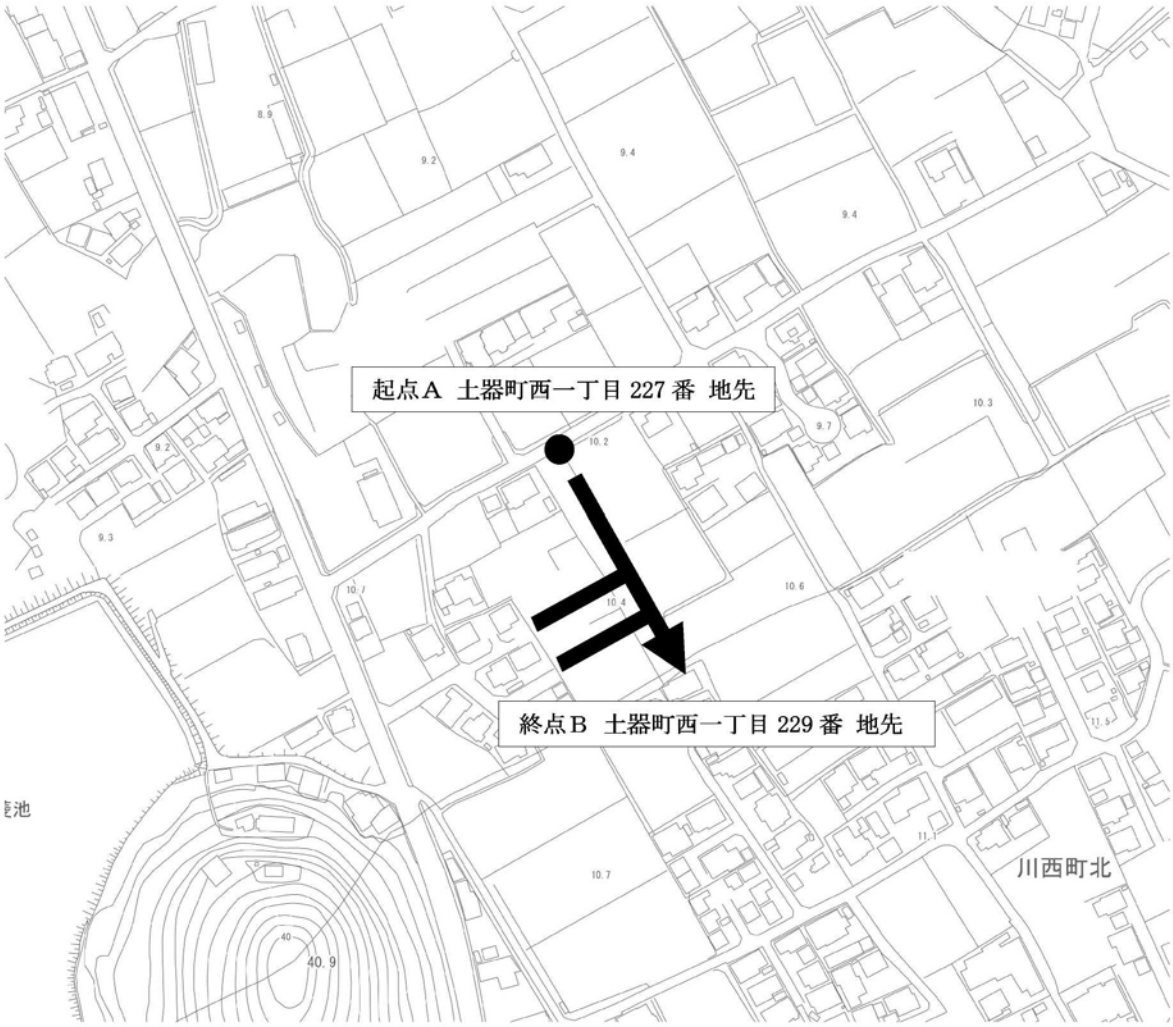

路線名	土器町西一丁目団地１号線
延　長	190.58m
幅　員	6.00～6.40m

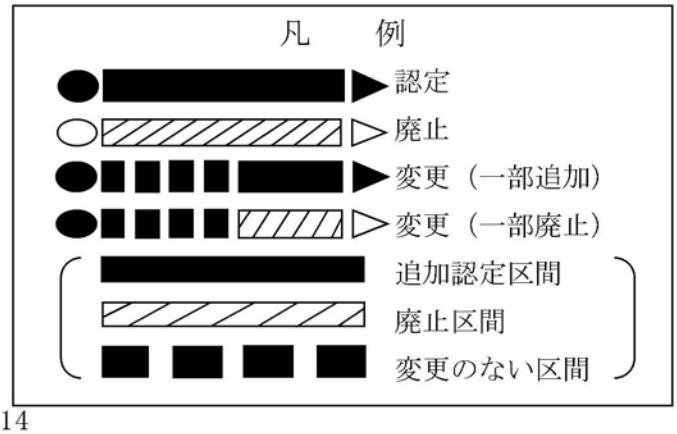

市道路線の認定図７－①

S＝１：１０，０００

（市道東二新田団地１号線）

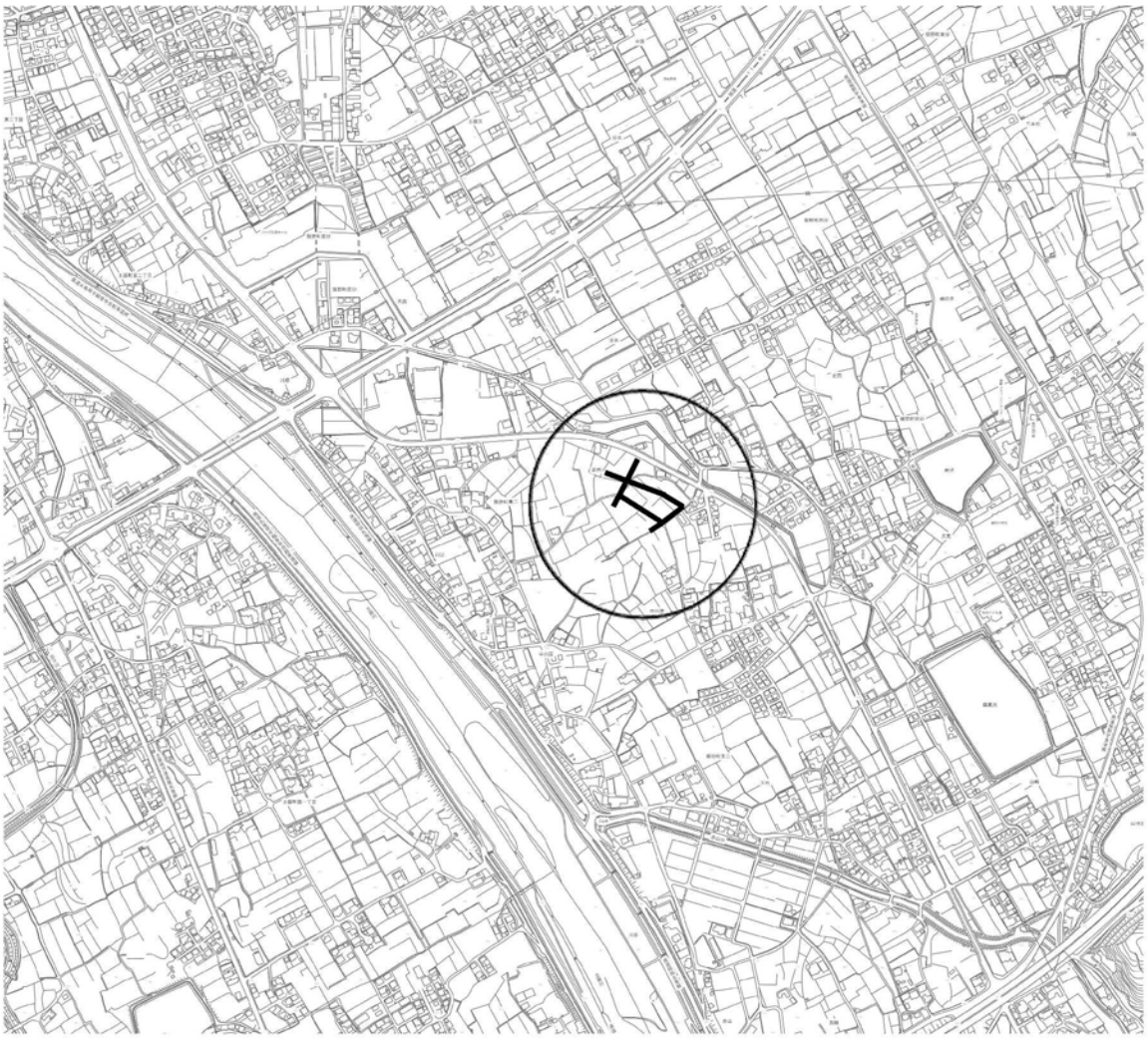

路線名	東二新田団地１号線
延　長	380.14m
幅　員	5.90～6.58m

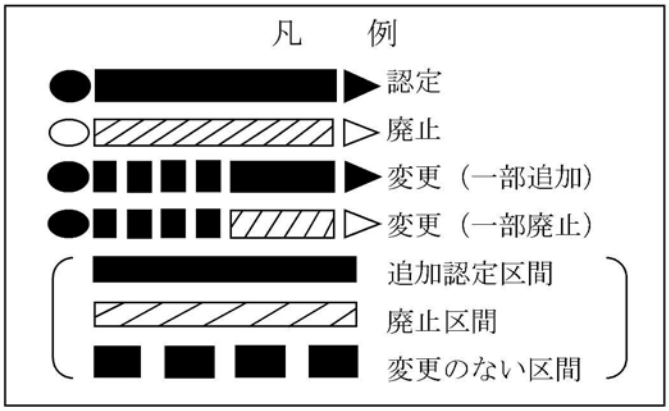

市道路線の認定図７－②

Ｓ＝１：２，５００

（市道東二新田団地１号線）

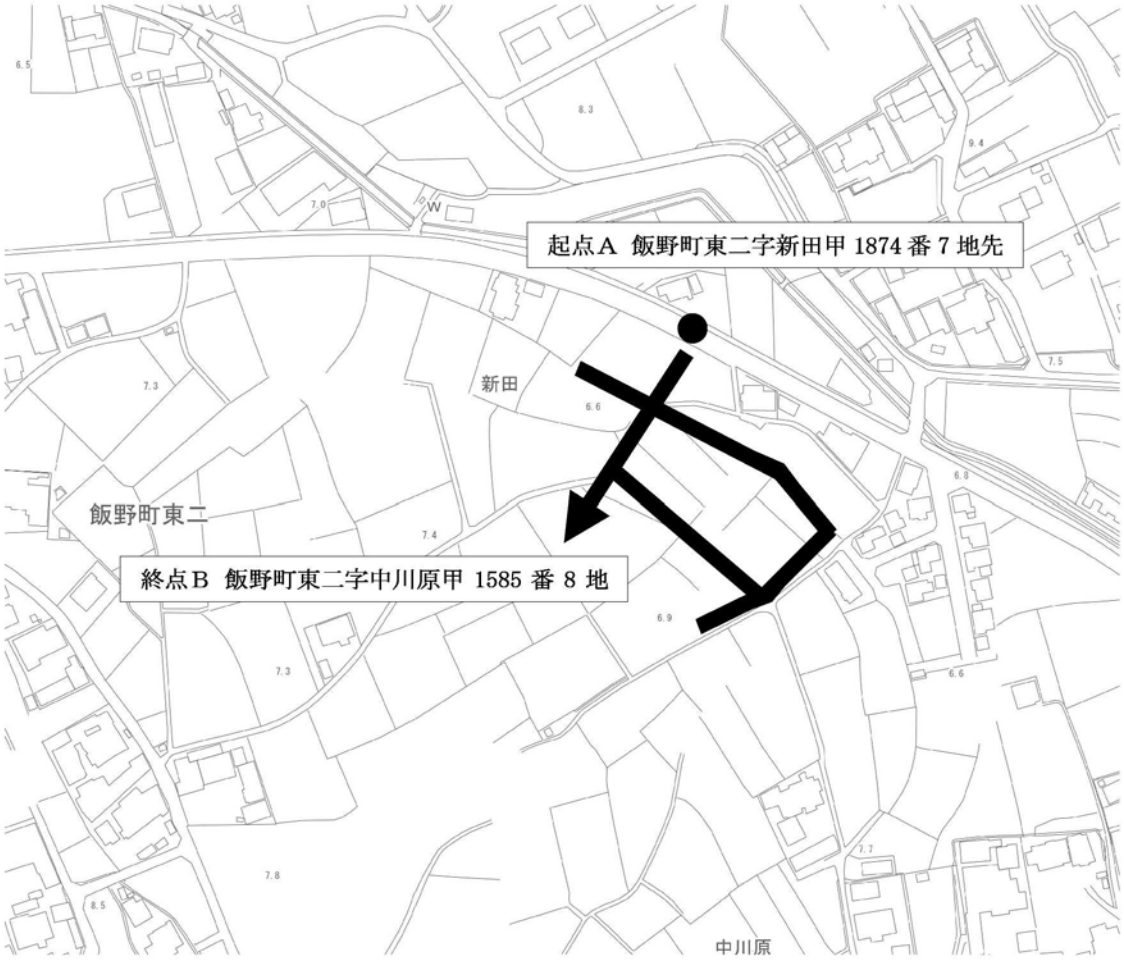

路線名	東二新田団地１号線
延　長	380.14m
幅　員	5.90～6.58m

凡　例

- 認定
- 廃止
- 変更（一部追加）
- 変更（一部廃止）
- 追加認定区間
- 廃止区間
- 変更のない区間

市道路線の認定図８－①

Ｓ＝１：１０，０００

（市道地頭団地２号線）

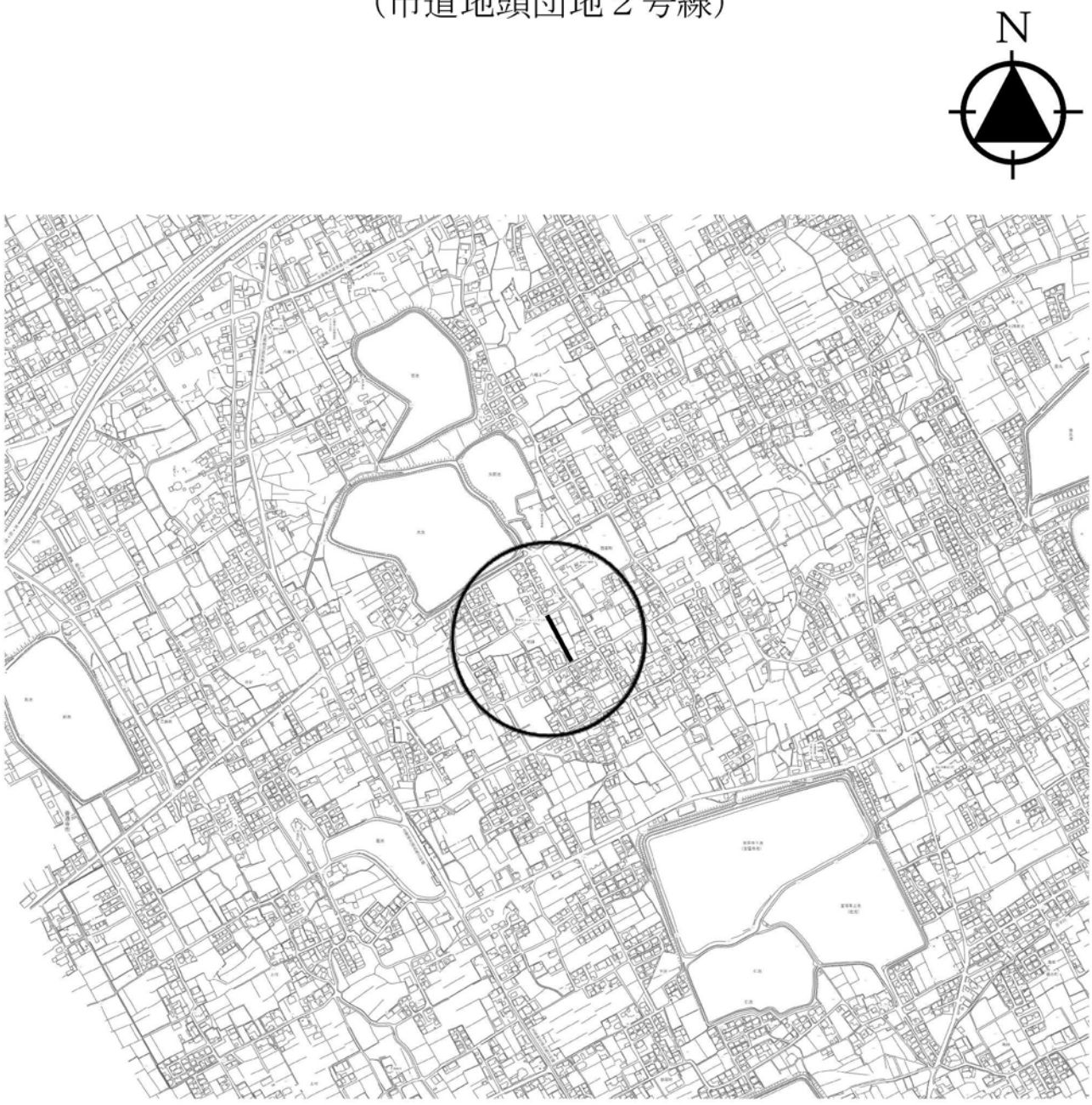

路線名	地頭団地２号線
延　長	101.01m
幅　員	4.90m

凡　例

- 認定
- 廃止
- 変更（一部追加）
- 変更（一部廃止）
- 追加認定区間
- 廃止区間
- 変更のない区間

市道路線の認定図８－②

Ｓ＝１：２，５００

（市道地頭団地２号線）

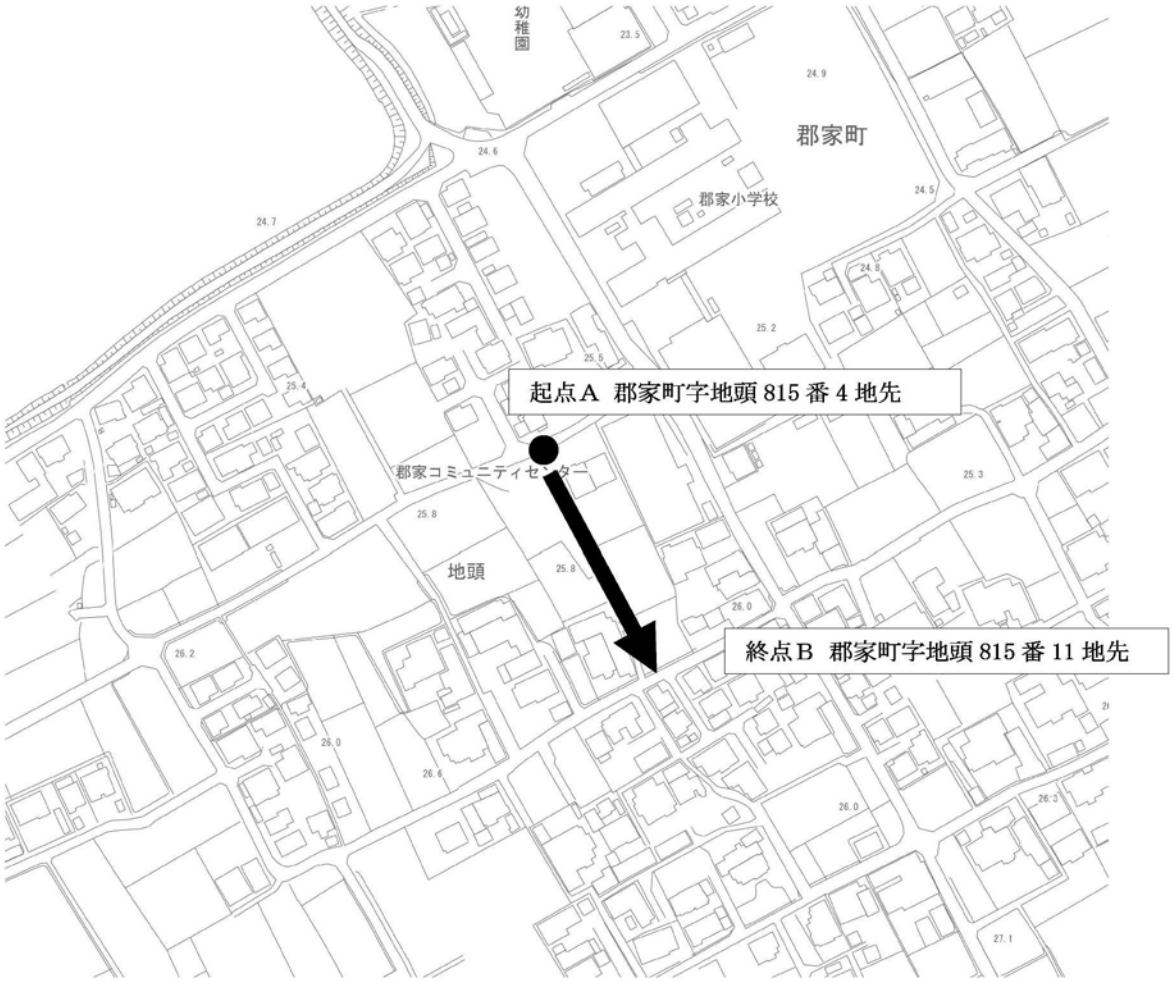

路線名	地頭団地２号線
延　長	101.01m
幅　員	4.90m

凡　例

- 認定
- 廃止
- 変更（一部追加）
- 変更（一部廃止）
- 追加認定区間
- 廃止区間
- 変更のない区間

市道路線の認定図９－①

Ｓ＝１：１０，０００

（市道八幡下団地１号線）

路線名	八幡下団地１号線
延　長	47.94m
幅　員	5.02m

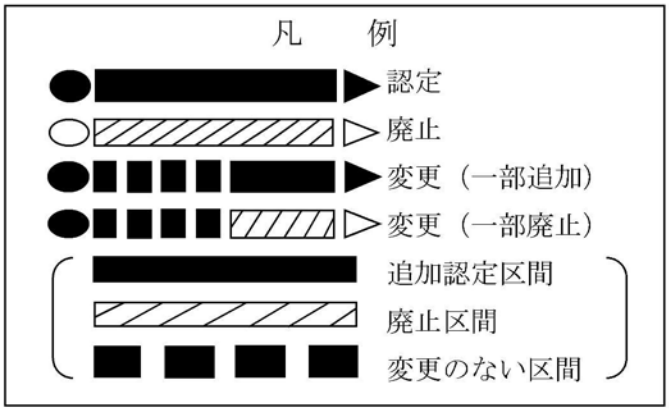

市道路線の認定図９－②

Ｓ＝１：２，５００

（市道八幡下団地１号線）

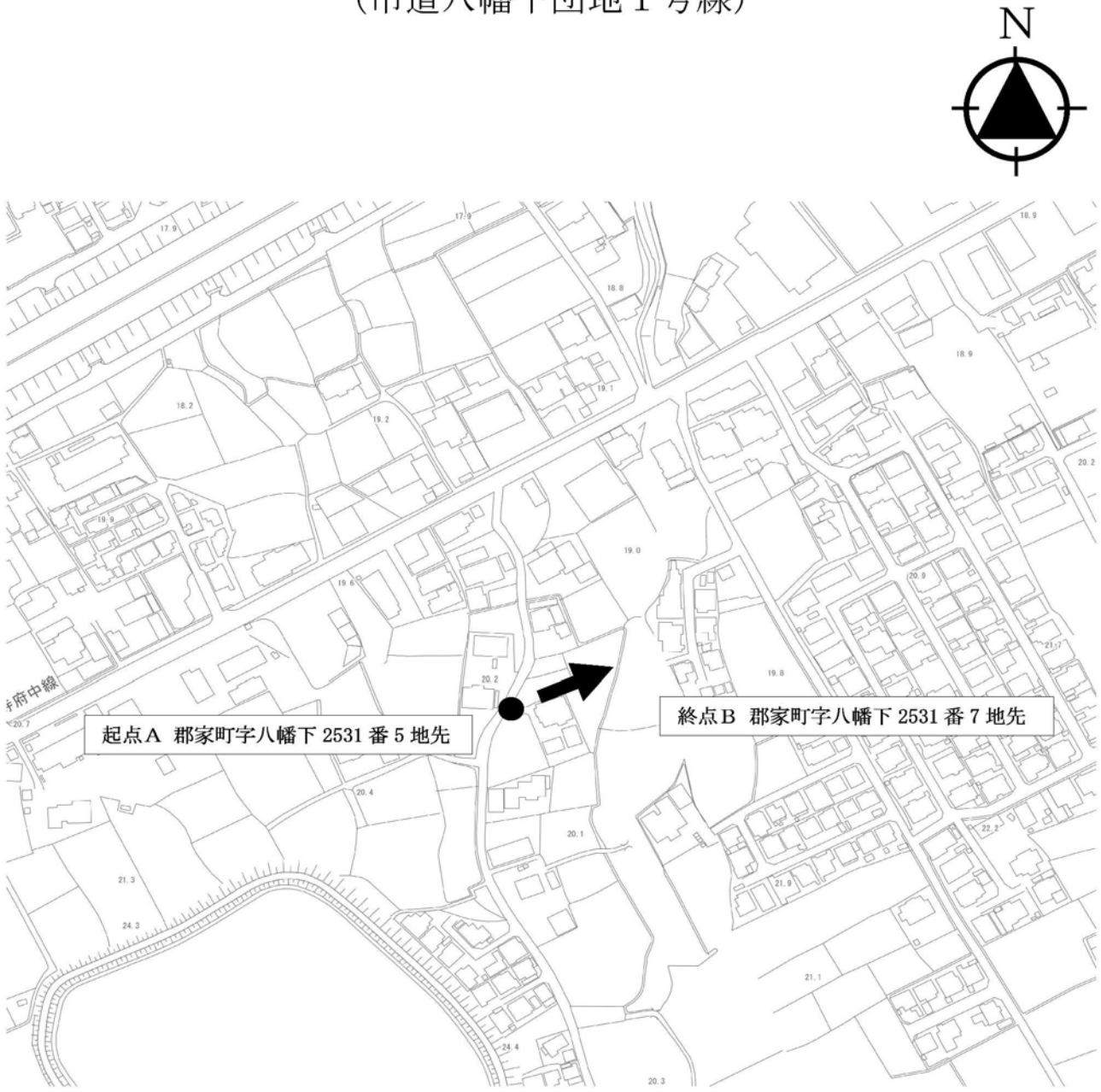

路線名	八幡下団地１号線
延　長	47.94m
幅　員	5.02m

凡　例

- 認定
- 廃止
- 変更（一部追加）
- 変更（一部廃止）
- 追加認定区間
- 廃止区間
- 変更のない区間

市道路線の認定図１０-①

S＝１：１０，０００

（市道八幡下団地２号線）

路線名	八幡下団地２号線
延　長	51.34m
幅　員	5.02～6.02m

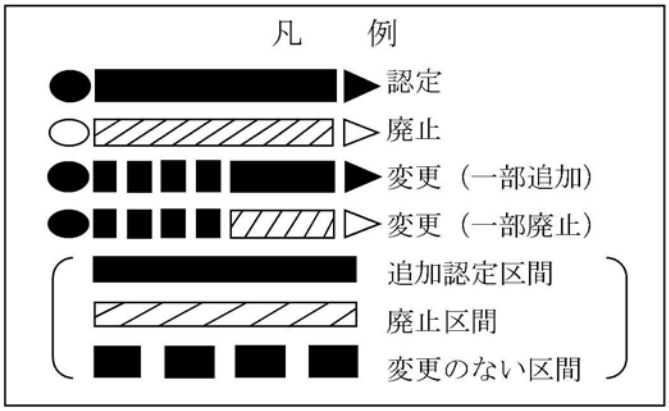

市道路線の認定図１０-②

S＝１：２，５００

（市道八幡下団地２号線）

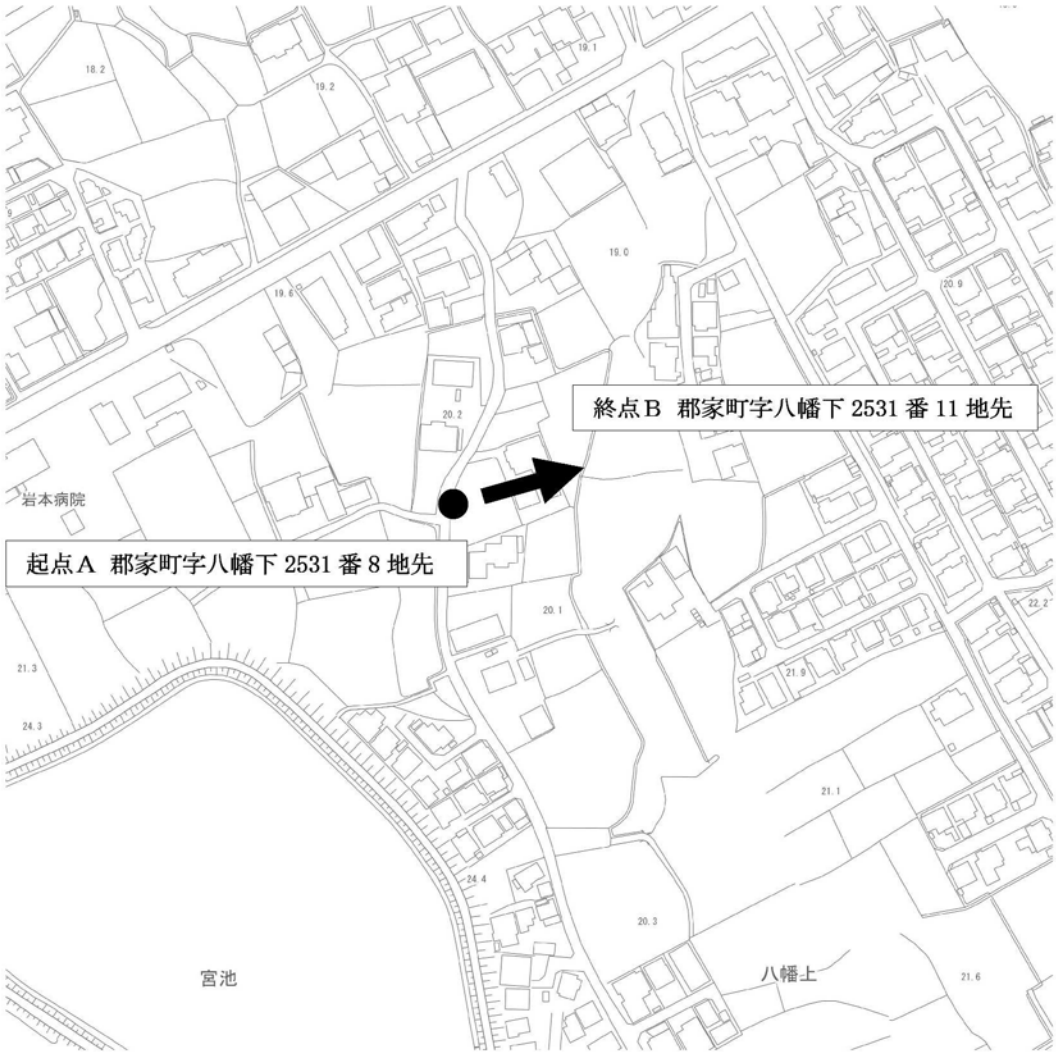

路線名	八幡下団地２号線
延　長	51.34m
幅　員	5.02～6.02m

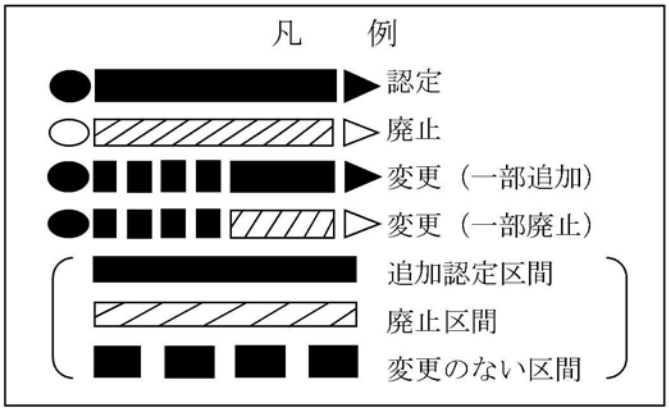

市道路線の認定図１１-①

S＝1：10，000

（市道垂水１１９号線）

路線名	垂水１１９号線
延　長	119.46m
幅　員	6.00m

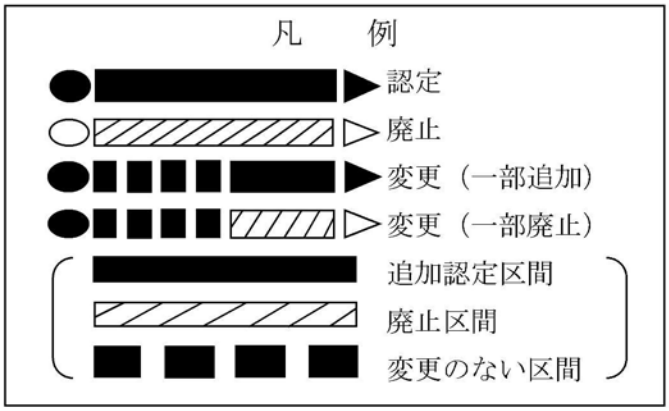

市道路線の認定図１１-②

S＝１：２，５００

（市道垂水１１９号線）

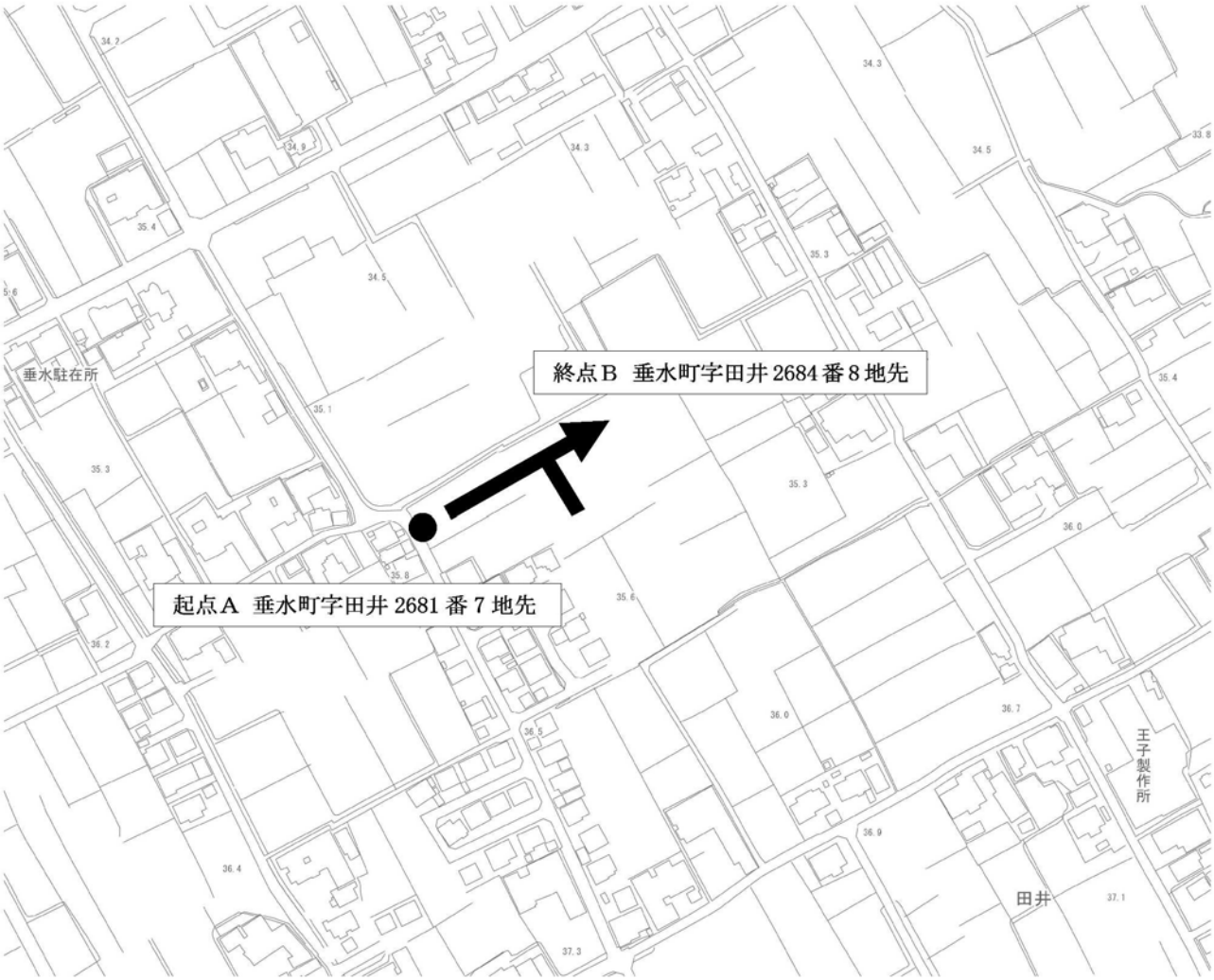

路線名	垂水１１９号線
延　長	119.46m
幅　員	6.00m

凡　例

- 認定
- 廃止
- 変更（一部追加）
- 変更（一部廃止）
- 追加認定区間
- 廃止区間
- 変更のない区間

市道路線の認定図１２-①

Ｓ＝１：１０，０００

（市道岡田西新田団地１号線）

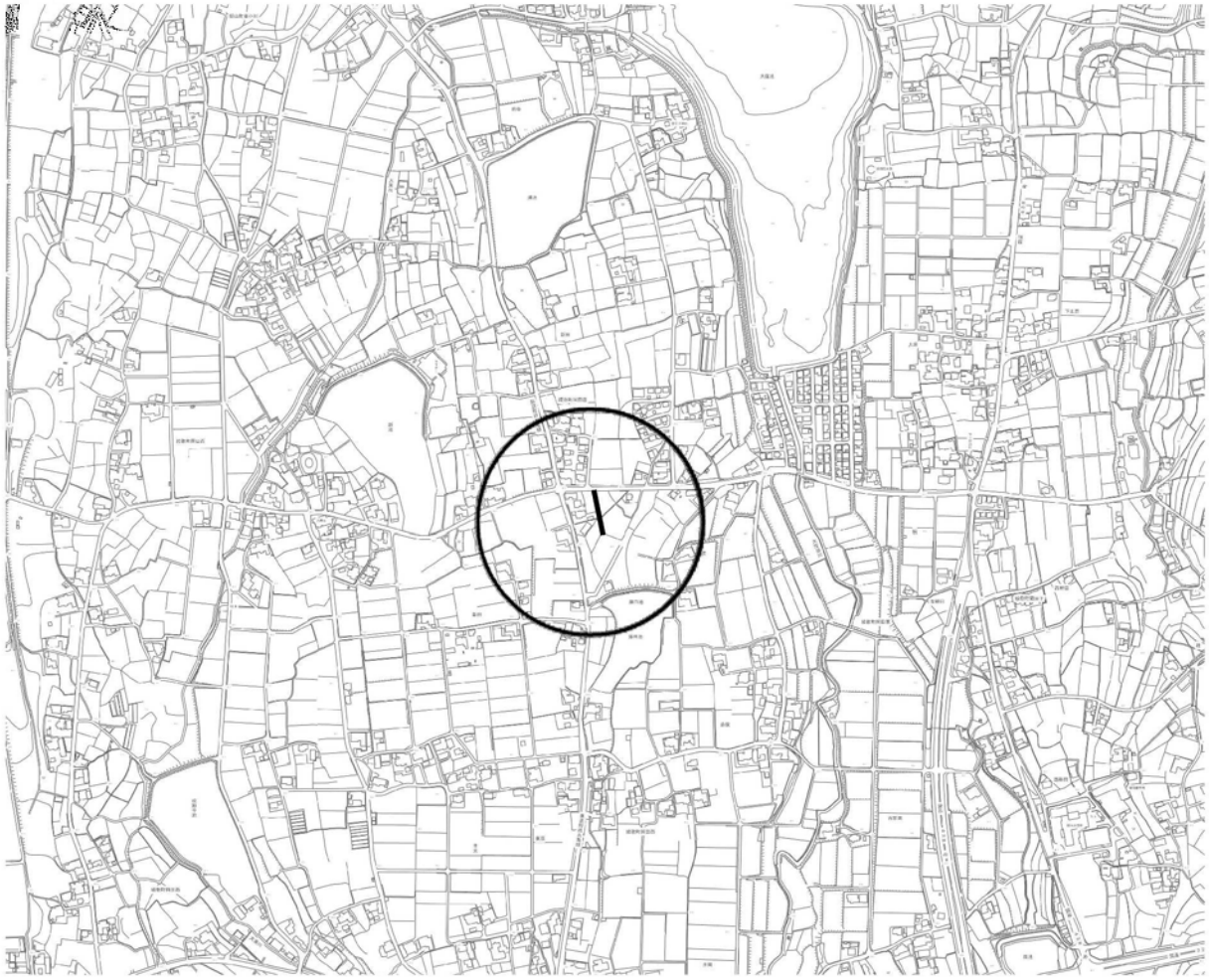

路線名	岡田西新田団地１号線
延　長	58.73m
幅　員	5.20～6.00m

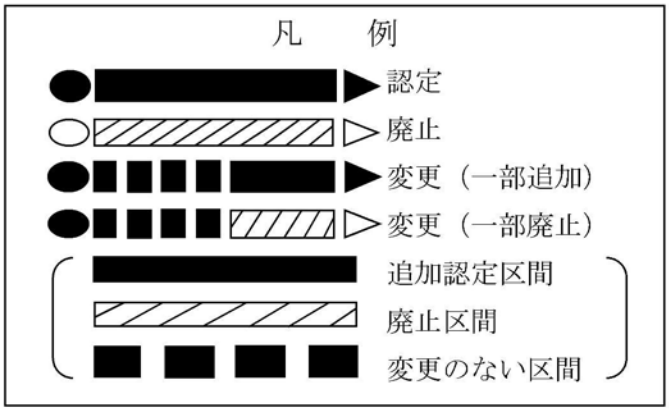

市道路線の認定図１２-②

S＝１：２，５００

（市道岡田西新田団地１号線）

路線名	岡田西新田団地１号線
延　長	58.73m
幅　員	5.20～6.00m

凡　例

- 認定
- 廃止
- 変更（一部追加）
- 変更（一部廃止）
- 追加認定区間
- 廃止区間
- 変更のない区間

市道路線の認定図１３-①

S＝１：１０，０００

（市道富熊本村団地１号線）

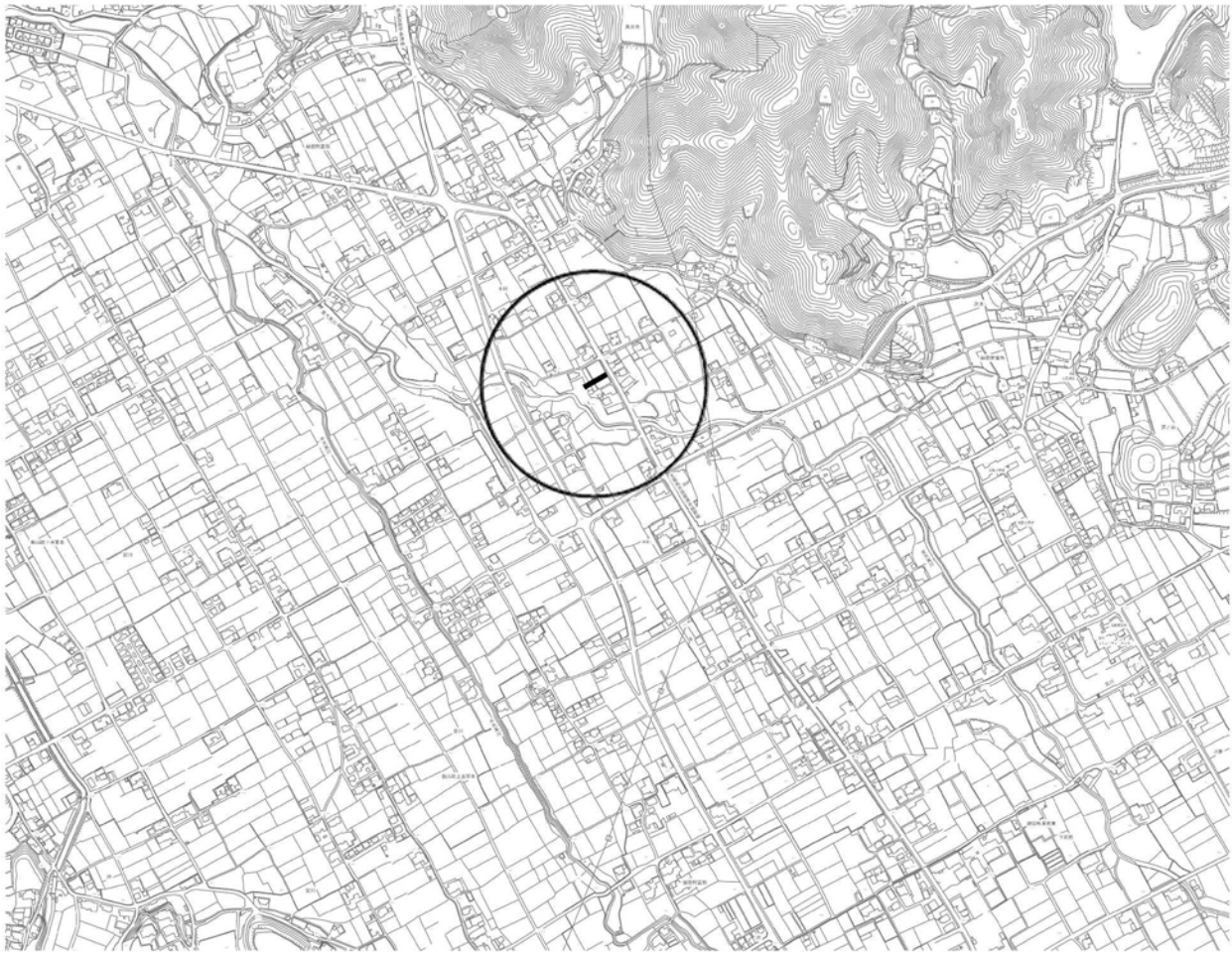

路線名	富熊本村団地１号線
延　長	38.99m
幅　員	5.00m

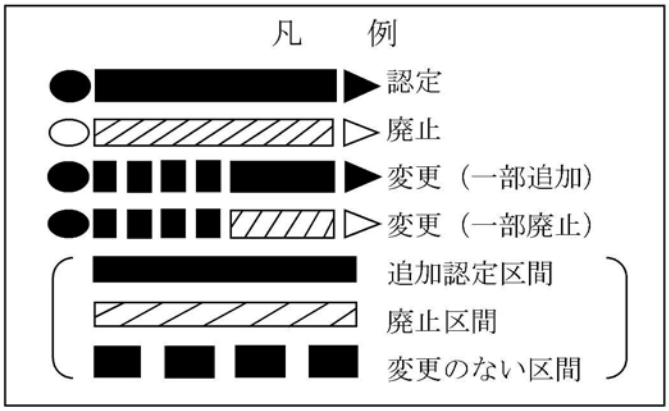

市道路線の認定図１３-②

S＝１：２，５００

（市道富熊本村団地１号線）

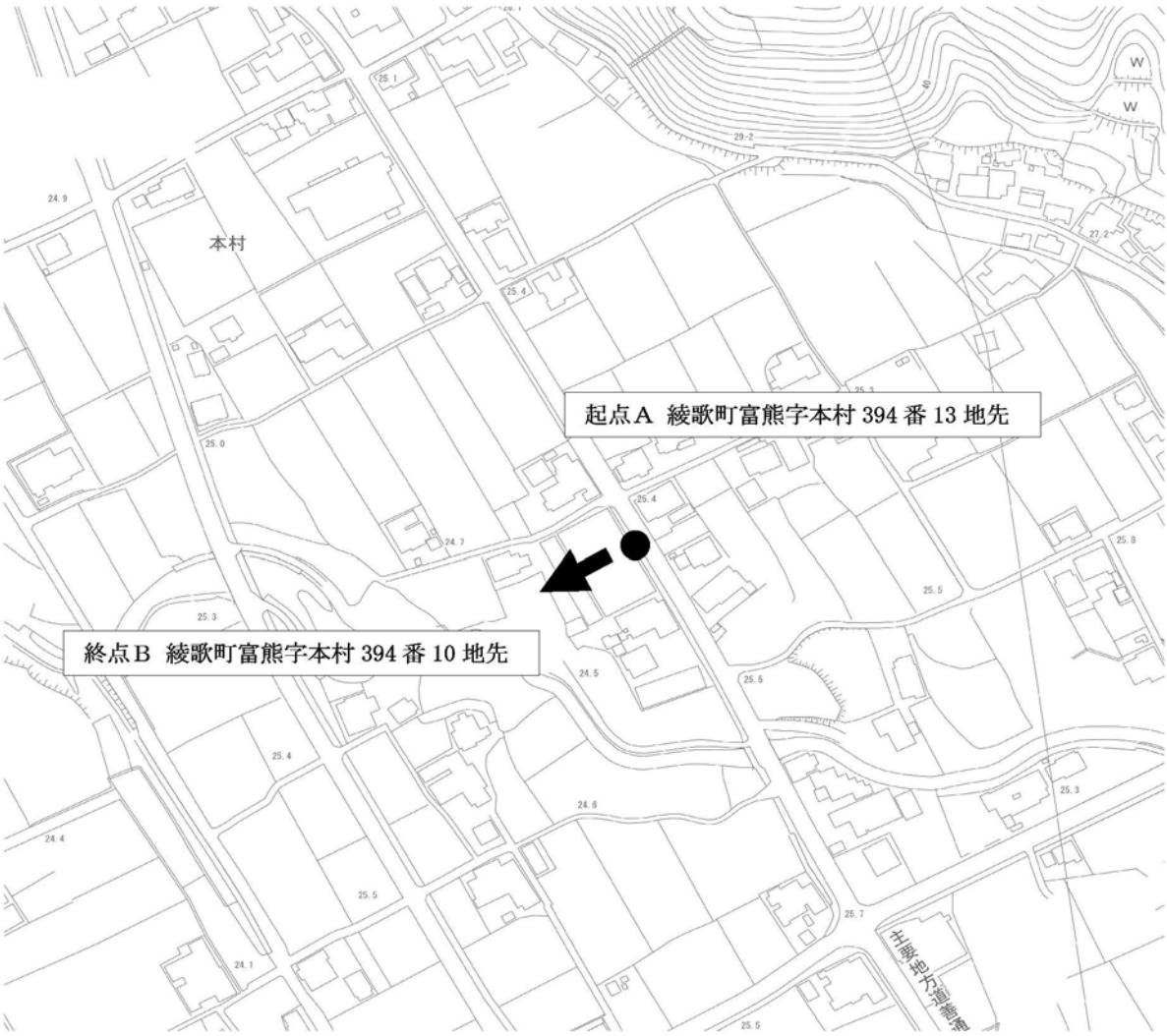

路線名	富熊本村団地１号線
延　長	38.99m
幅　員	5.00m

凡　例

- 認定
- 廃止
- 変更（一部追加）
- 変更（一部廃止）
- 追加認定区間
- 廃止区間
- 変更のない区間

市道路線の認定図１４-①

Ｓ＝１：１０，０００

（市道下法軍寺名団地１号線）

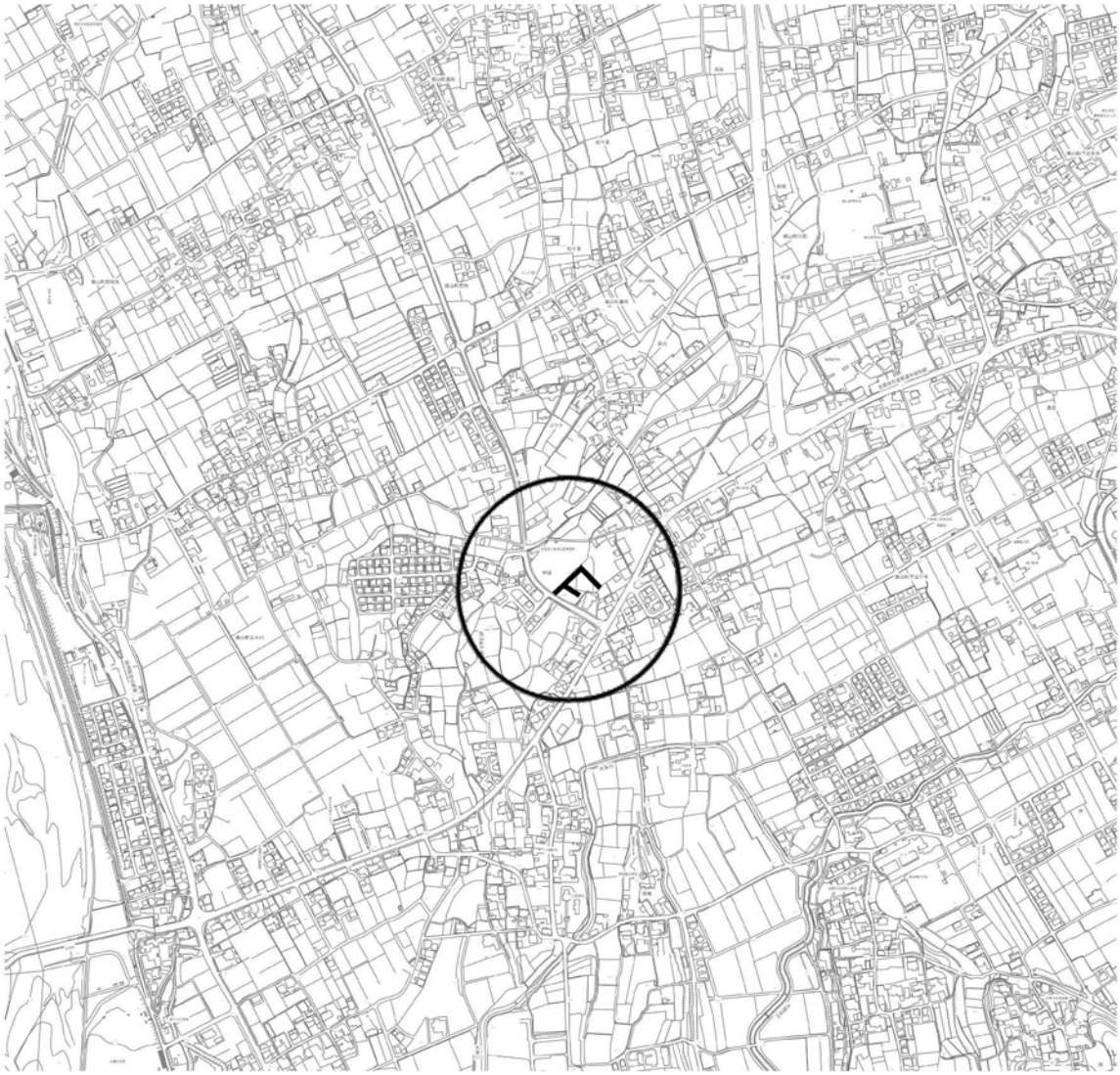

路線名	下法軍寺名団地１号線
延　長	139.92m
幅　員	5.00～6.00m

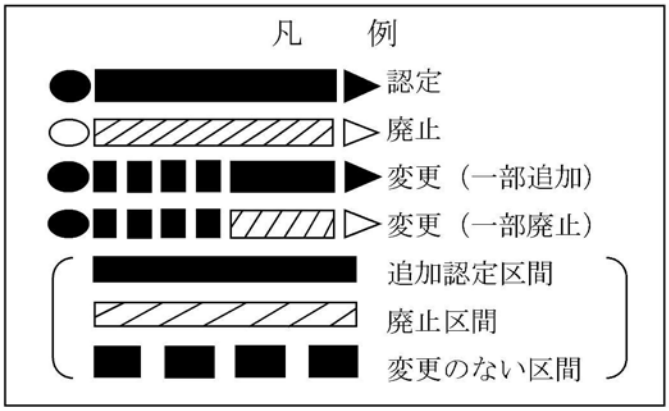

市道路線の認定図１４-②

S＝１：２，５００

（市道下法軍寺名団地１号線）

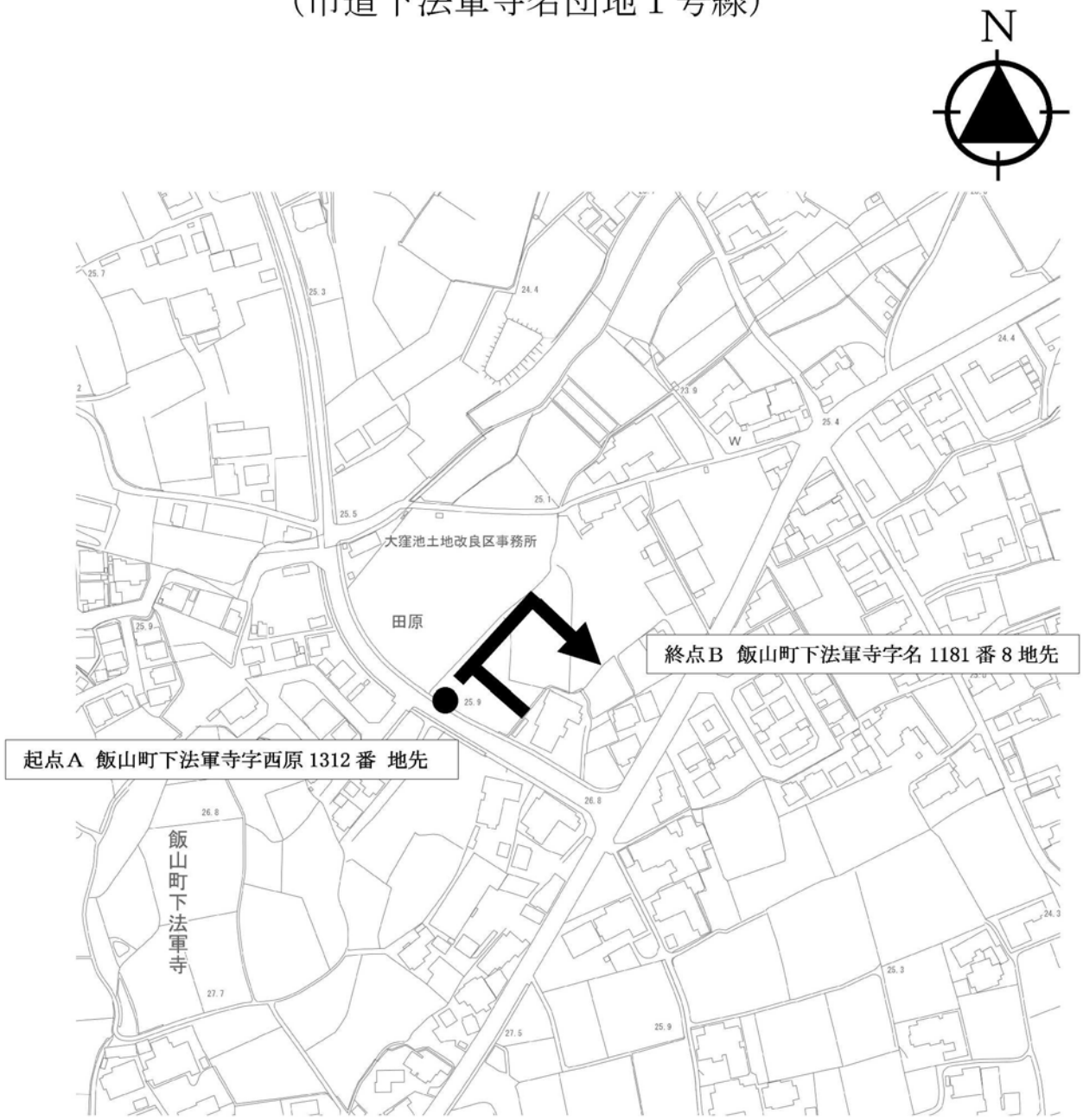

路線名	下法軍寺名団地１号線
延　長	139.92m
幅　員	5.00～6.00m

凡　例

- 認定
- 廃止
- 変更（一部追加）
- 変更（一部廃止）
- 追加認定区間
- 廃止区間
- 変更のない区間

市道路線の認定図１５-①

S＝1：10，000

（市道真時中ノ町団地１号線）

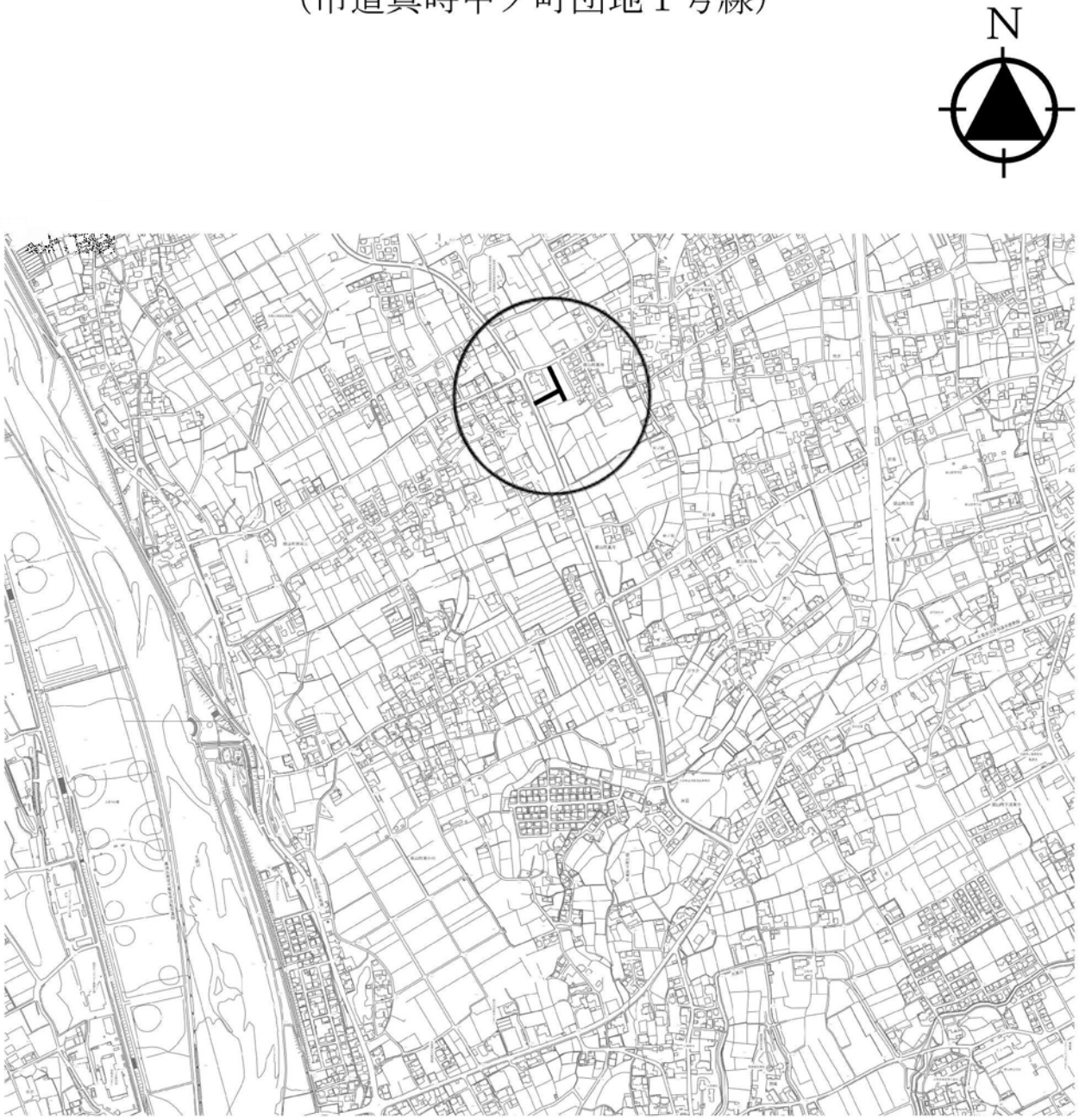

路線名	真時中ノ町団地１号線
延　長	123.84m
幅　員	5.00m

凡　例

- 認定
- 廃止
- 変更（一部追加）
- 変更（一部廃止）
- 追加認定区間
- 廃止区間
- 変更のない区間

市道路線の認定図１５-②

S＝１：２，５００

（市道真時中ノ町団地１号線）

路線名	真時中ノ町団地１号線
延　長	123.84m
幅　員	5.00m

凡　例

- 認定
- 廃止
- 変更（一部追加）
- 変更（一部廃止）
- 追加認定区間
- 廃止区間
- 変更のない区間

市道路線の認定図１６-①

Ｓ＝１：１０，０００

（市道下法軍寺名団地２号線）

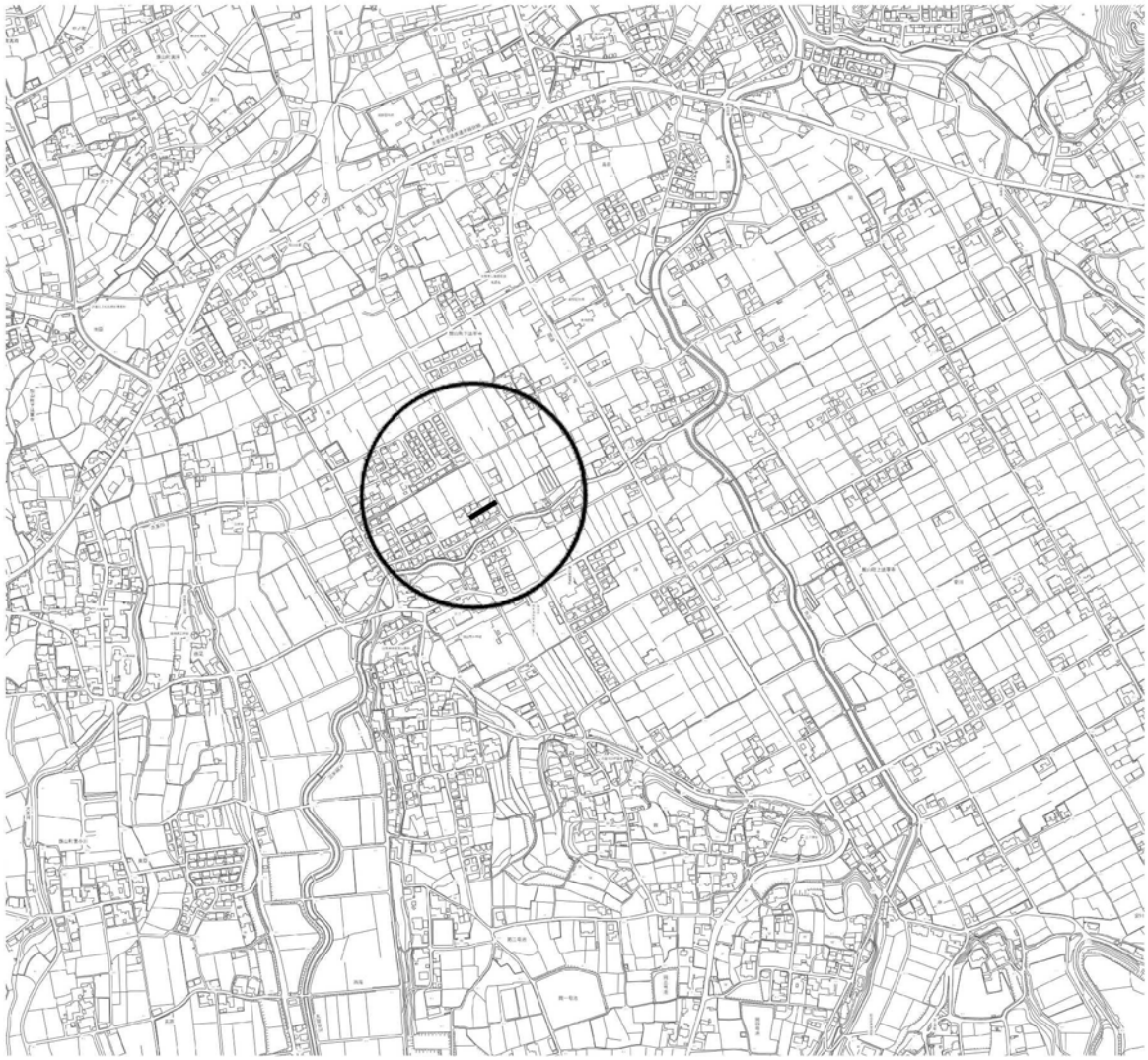

路線名	下法軍寺名団地２号線
延　長	50.00m
幅　員	4.00～5.20m

凡　例

- 認定
- 廃止
- 変更（一部追加）
- 変更（一部廃止）
- 追加認定区間
- 廃止区間
- 変更のない区間

市道路線の認定図１６-②

S＝１：２，５００

（市道下法軍寺名団地２号線）

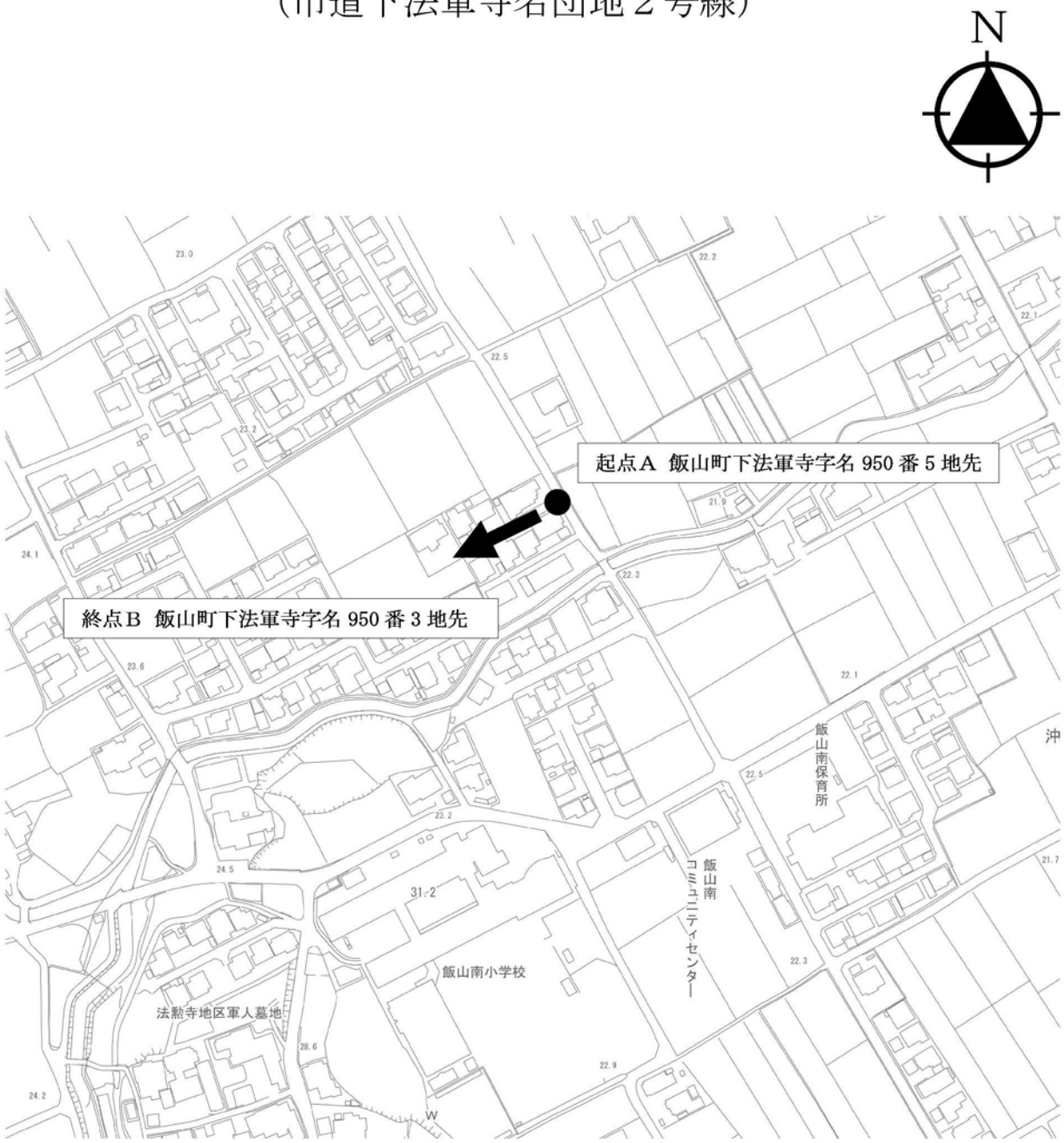

路線名	下法軍寺名団地２号線
延　長	50.00m
幅　員	4.00～5.20m

凡　例

- 認定
- 廃止
- 変更（一部追加）
- 変更（一部廃止）
- 追加認定区間
- 廃止区間
- 変更のない区間

市道路線の認定図１７-①

S＝１：１０，０００

（市道本谷１号線）

路線名	本谷１号線
延　長	110.00m
幅　員	4.00m

凡　例

- 認定
- 廃止
- 変更（一部追加）
- 変更（一部廃止）
- 追加認定区間
- 廃止区間
- 変更のない区間

市道路線の認定図１７-②

S＝１：２，５００

（市道本谷１号線）

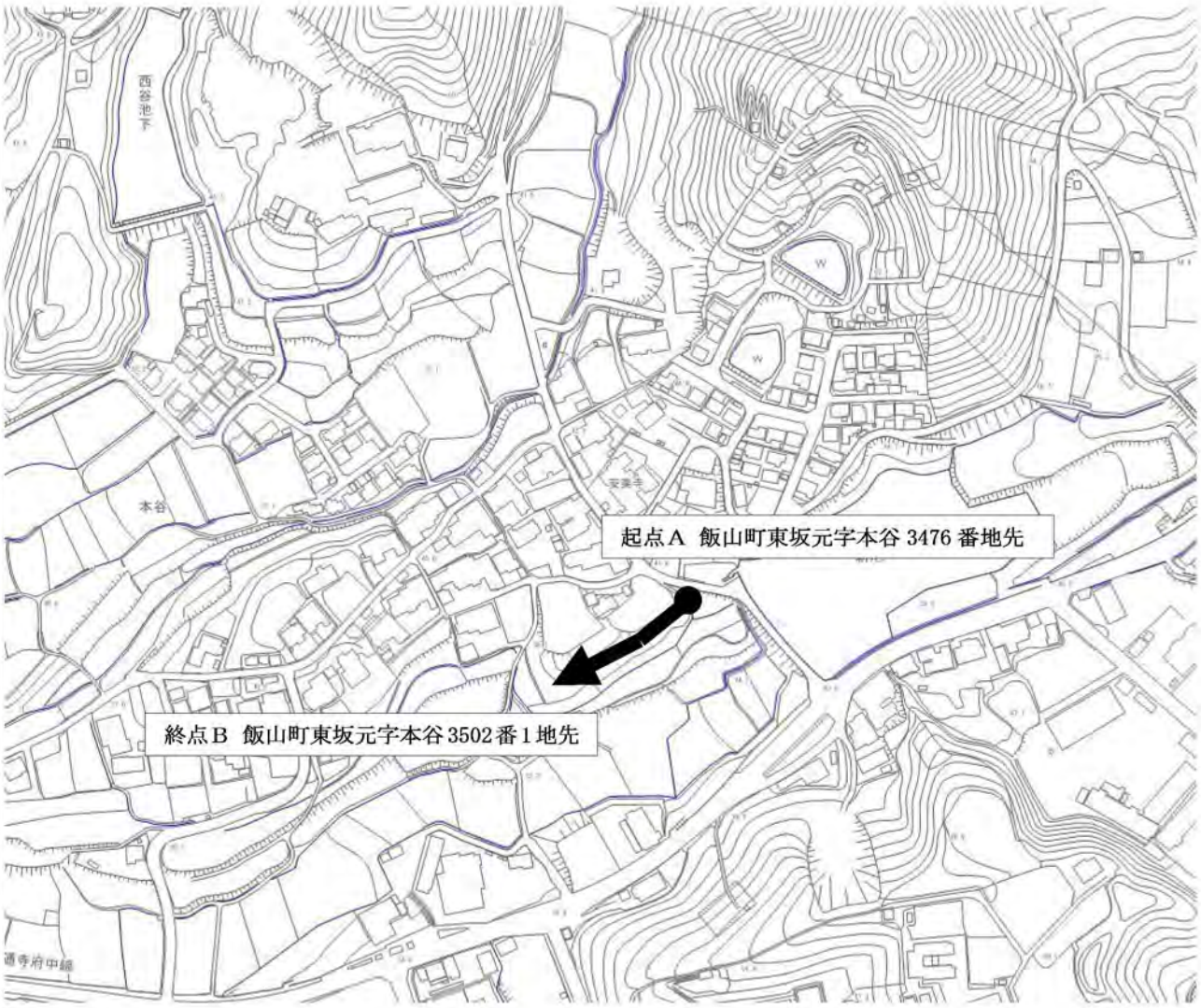

路線名	本谷１号線
延　長	110.00m
幅　員	4.00m